

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後																
<p>第1編 総則 第1節～第3節 [略] 第4節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 1～5 [略] 6. 指定公共機関</p>	<p>第1編 総則 第1節～第3節 [略] 第4節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 1～5 [略] 6. 指定公共機関</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 の 名 称</th> <th>処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>7. 西日本高速道路株式会社（関西支社） 8. 中日本高速道路株式会社（中部支社、金沢支社）</td> <td>1. 名神高速道路等の整備と防災管理 2. 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 3. 被災道路施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱	[略]	[略]	7. 西日本高速道路株式会社（関西支社） 8. 中日本高速道路株式会社（中部支社、金沢支社）	1. 名神高速道路等の整備と防災管理 2. 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 3. 被災道路施設の復旧	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 の 名 称</th> <th>処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>7. 西日本高速道路株式会社（関西支社） 8. 中日本高速道路株式会社（名古屋支社、金沢支社）</td> <td>1. 名神高速道路等の整備と防災管理 2. 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 3. 被災道路施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱	[略]	[略]	7. 西日本高速道路株式会社（関西支社） 8. 中日本高速道路株式会社（名古屋支社、金沢支社）	1. 名神高速道路等の整備と防災管理 2. 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 3. 被災道路施設の復旧	[略]	[略]
機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱																
[略]	[略]																
7. 西日本高速道路株式会社（関西支社） 8. 中日本高速道路株式会社（中部支社、金沢支社）	1. 名神高速道路等の整備と防災管理 2. 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 3. 被災道路施設の復旧																
[略]	[略]																
機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱																
[略]	[略]																
7. 西日本高速道路株式会社（関西支社） 8. 中日本高速道路株式会社（名古屋支社、金沢支社）	1. 名神高速道路等の整備と防災管理 2. 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 3. 被災道路施設の復旧																
[略]	[略]																
<p>7. 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 の 名 称</th> <th>処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 近江鉄道株式会社 2. 京阪電気鉄道株式会社（大津運輸部） 3. 信楽高原鉄道株式会社</td> <td>1. 鉄道施設の整備と防災管理 2. 災害時における鉄道車輛、自動車等による救助物資および避難者等の緊急輸送の協力 3. 被災鉄道施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱	1. 近江鉄道株式会社 2. 京阪電気鉄道株式会社（大津運輸部） 3. 信楽高原鉄道株式会社	1. 鉄道施設の整備と防災管理 2. 災害時における鉄道車輛、自動車等による救助物資および避難者等の緊急輸送の協力 3. 被災鉄道施設の復旧	[略]	[略]	<p>7. 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 の 名 称</th> <th>処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 近江鉄道株式会社 2. 京阪電気鉄道株式会社（大津鉄道事業部運輸課） 3. 信楽高原鉄道株式会社</td> <td>1. 鉄道施設の整備と防災管理 2. 災害時における鉄道車輛、自動車等による救助物資および避難者等の緊急輸送の協力 3. 被災鉄道施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱	1. 近江鉄道株式会社 2. 京阪電気鉄道株式会社（大津鉄道事業部運輸課） 3. 信楽高原鉄道株式会社	1. 鉄道施設の整備と防災管理 2. 災害時における鉄道車輛、自動車等による救助物資および避難者等の緊急輸送の協力 3. 被災鉄道施設の復旧	[略]	[略]				
機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱																
1. 近江鉄道株式会社 2. 京阪電気鉄道株式会社（大津運輸部） 3. 信楽高原鉄道株式会社	1. 鉄道施設の整備と防災管理 2. 災害時における鉄道車輛、自動車等による救助物資および避難者等の緊急輸送の協力 3. 被災鉄道施設の復旧																
[略]	[略]																
機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱																
1. 近江鉄道株式会社 2. 京阪電気鉄道株式会社（大津鉄道事業部運輸課） 3. 信楽高原鉄道株式会社	1. 鉄道施設の整備と防災管理 2. 災害時における鉄道車輛、自動車等による救助物資および避難者等の緊急輸送の協力 3. 被災鉄道施設の復旧																
[略]	[略]																
<p>8 [略] 第5節 滋賀県の地勢と地震 第1 [略] 第2. 地形と地質 1～2 [略] 3. 沖積層と沖積基底面の形状 (1) 沖積層基底面等高線図と沖積層基底面の形状 [略] 姉川・高時川両岸に広がる湖北平野も一般に山側から次第に湖岸に向かって低くなるが、虎姫町付近ではT. P. +85mの等高線が山側に向かって入り込んでいる。また、虎姫山とその北側山地に挟まれた谷部</p>	<p>8 [略] 第5節 滋賀県の地勢と地震 第1 [略] 第2. 地形と地質 1～2 [略] 3. 沖積層と沖積基底面の形状 (1) 沖積層基底面等高線図と沖積層基底面の形状 [略] 姉川・高時川両岸に広がる湖北平野も一般に山側から次第に湖岸に向かって低くなるが、長浜市(旧虎姫町)付近ではT. P. +85mの等高線が山側に向かって入り込んでいる。また、虎姫山とその北側山地に挟まれた谷部は凹地形を呈している。一方、長浜市木之本町西方の賤ヶ岳付近およびその南方にはやはり沖</p>																

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後																																																						
<p>は凹地形を呈している。一方、木之本町西方の賤ヶ岳付近およびその南方にはやはり沖積層と判断される軟弱な地盤が局所的に厚く分布し、基盤は凹地形を呈している。</p> <p>[略]</p> <p>(2) 沖積層等厚線と沖積層分布 アおよびイ [略] ウ 湖北平野（姉川・高時川沿いの低地） [略]</p> <p>木之本町西方の賤ヶ岳付近には軟弱な粘性土（多くは腐植土層）が厚く堆積し、最大約30mに達する。</p> <p>[略]</p> <p>工 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>第3～第4 [略]</p> <p>第6節 [略]</p> <p>第7節 地震調査研究推進本部の長期評価 [略]</p> <p>現在、各地域の地震防災対策の基礎資料とするため、全国98の主要断層帯および南海トラフ沿い等の海域の大規模地震等についての学術的な観点からの評価を順次行っており、これまで、本県に関する7つの活断層についての評価が公表されている。</p> <p>第1. 公表された県内活断層および南海トラフの概要</p> <p>1 [略]</p> <p>2 琵琶湖西岸断層帯（59km）</p> <p>知内(ちない)断層、饗庭野(あいば)断層、上寺(かみでら)断層、勝野断層、比良(ひら)断層、堅田(かた)断層、比叡(ひえい)断層、膳所(ぜせ)断層、西岸湖底断層</p>	<p>積層と判断される軟弱な地盤が局所的に厚く分布し、基盤は凹地形を呈している。</p> <p>[略]</p> <p>(2) 沖積層等厚線と沖積層分布 アおよびイ [略] ウ 湖北平野（姉川・高時川沿いの低地） [略]</p> <p>長浜市木之本町西方の賤ヶ岳付近には軟弱な粘性土（多くは腐植土層）が厚く堆積し、最大約30mに達する。</p> <p>[略]</p> <p>工 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>第3～第4 [略]</p> <p>第6節 [略]</p> <p>第7節 地震調査研究推進本部の長期評価 [略]</p> <p>現在、各地域の地震防災対策の基礎資料とするため、全国110の主要断層帯および南海トラフ沿い等の海域の大規模地震等についての学術的な観点からの評価を順次行っており、これまで、本県に関する7つの活断層についての評価が公表されている。</p> <p>第1. 公表された県内活断層および南海トラフの概要</p> <p>1 [略]</p> <p>2 琵琶湖西岸断層帯(59km)</p> <p>(1) 琵琶湖西岸断層帯北部(23km) 知内(ちない)断層、饗庭野(あいば)断層、上寺(かみでら)断層、勝野断層など</p>																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率</th> <th>地震の規模</th> <th>地震後経過率</th> <th>集積確率</th> <th>信頼度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後 30年以内</td> <td>0.09% - 9%</td> <td rowspan="4">M7.8 程度</td> <td rowspan="4">0.5 - 1.5</td> <td rowspan="4">0.5% - 90%より大</td> <td rowspan="4">c</td> </tr> <tr> <td>今後 50年以内</td> <td>0.2% - 20%</td> </tr> <tr> <td>今後100年以内</td> <td>0.3% - 30%</td> </tr> <tr> <td>今後300年以内</td> <td>2% - 60%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度	今後 30年以内	0.09% - 9%	M7.8 程度	0.5 - 1.5	0.5% - 90%より大	c	今後 50年以内	0.2% - 20%	今後100年以内	0.3% - 30%	今後300年以内	2% - 60%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率</th> <th>地震の規模</th> <th>地震後経過率</th> <th>集積確率</th> <th>信頼度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後 30年以内</td> <td>1% - 3%</td> <td rowspan="4">M7.1 程度</td> <td rowspan="4">-</td> <td rowspan="4">*発生確率はポ アソソ過程によ る。</td> <td rowspan="4">d</td> </tr> <tr> <td>今後 50年以内</td> <td>2% - 5%</td> </tr> <tr> <td>今後100年以内</td> <td>4% - 10%</td> </tr> <tr> <td>今後300年以内</td> <td>10% - 30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 琵琶湖西岸断層帯南部(38km) 西岸湖底断層、比良(ひら)断層、堅田(かた)断層、比叡(ひえい)断層、膳所(ぜせ)断層など</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率</th> <th>地震の規模</th> <th>地震後経過率</th> <th>集積確率</th> <th>信頼度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後 30年以内</td> <td rowspan="4">ほぼ0%</td> <td>M7.5</td> <td rowspan="4">0.1 -</td> <td rowspan="4">ほぼ0%</td> <td rowspan="4">C</td> </tr> <tr> <td>今後 50年以内</td> <td>程度</td> </tr> <tr> <td>今後100年以内</td> <td>* 全体</td> </tr> <tr> <td>今後300年以内</td> <td>M7.8程度</td> </tr> </tbody> </table>	項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度	今後 30年以内	1% - 3%	M7.1 程度	-	*発生確率はポ アソソ過程によ る。	d	今後 50年以内	2% - 5%	今後100年以内	4% - 10%	今後300年以内	10% - 30%	項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度	今後 30年以内	ほぼ0%	M7.5	0.1 -	ほぼ0%	C	今後 50年以内	程度	今後100年以内	* 全体	今後300年以内	M7.8程度
項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度																																																		
今後 30年以内	0.09% - 9%	M7.8 程度	0.5 - 1.5	0.5% - 90%より大	c																																																		
今後 50年以内	0.2% - 20%																																																						
今後100年以内	0.3% - 30%																																																						
今後300年以内	2% - 60%																																																						
項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度																																																		
今後 30年以内	1% - 3%	M7.1 程度	-	*発生確率はポ アソソ過程によ る。	d																																																		
今後 50年以内	2% - 5%																																																						
今後100年以内	4% - 10%																																																						
今後300年以内	10% - 30%																																																						
項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度																																																		
今後 30年以内	ほぼ0%	M7.5	0.1 -	ほぼ0%	C																																																		
今後 50年以内		程度																																																					
今後100年以内		* 全体																																																					
今後300年以内		M7.8程度																																																					

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前						修正後					
3 湖北山地断層帯 (1) 湖北山地断層帯北西部(25km)：敦賀断層、深山寺断層、三国山北方断層、赤坂山西方断層						3 湖北山地断層帯 (1) 湖北山地断層帯北西部(25km)：敦賀断層、深山寺断層、三国山北方断層、赤坂山西方断層					
項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度	項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度
今後 30年以内	ほぼ0%	M7.2 程度	0.2 - 0.3	ほぼ0%	b	今後 30年以内	ほぼ0%	M7.2 程度	0.2 - 0.3	ほぼ0%	b
今後 50年以内	ほぼ0%					今後 50年以内	ほぼ0%				
今後100年以内	ほぼ0% - 0.001%					今後100年以内	ほぼ0%				
今後300年以内	ほぼ0% - 0.03%					今後300年以内	ほぼ0% - 0.02%				
(2) [略]						(2) [略]					
4~7 [略]						4~7 [略]					
8 南海トラフ (1) 南海地震 (注1)						8 南海トラフ (1) 南海地震 (注1)					
項目	将来の地震発生確率	地震の規模		地震後経過率		項目	将来の地震発生確率	地震の規模		地震後経過率	
今後 10年以内	1.0%程度	M8.4前後 東南海地震と同時発生した場合にはM8.5前後		0.69		今後 10年以内	1.0%~2.0%	M8.4前後 東南海地震と同時発生した場合にはM8.5前後		0.70	
今後 30年以内	5.0~6.0%					今後 30年以内	6.0%程度				
今後 50年以内	8.0~9.0%					今後 50年以内	8.0~9.0%				
(2)[略]						(2)[略]					
注1 評価時点は2009年1月1日現在。						注1 評価時点は2010年1月1日現在。					
第2 [略]						第2 [略]					
第3 琵琶湖西岸断層帯の評価						第3 琵琶湖西岸断層帯の評価(平成21年8月27日地震調査研究推進本部地震調査委員会一部改訂)					
琵琶湖西岸断層帯は、近江盆地の西縁に沿って延びる活断層帯である。ここでは、平成8-13年度に産業技術総合研究所(平成12年度までは地質調査所)によって行われた調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の特性を次のように評価した。						琵琶湖西岸断層帯は、近江盆地の西縁に沿って延びる活断層帯である。ここでは、平成8-13年度及び18年度に産業技術総合研究所(平成12年度までは地質調査所)によって行われた調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の特性を次のように評価した。					
琵琶湖西岸断層帯については、地震調査研究推進本部地震調査委員会(2003a)により、それまでに行われていた調査研究に基づいた長期評価が公表されているが、産業技術総合研究所(2007)等によって新しい知見が得られたことから、今回再評価を行った。						琵琶湖西岸断層帯については、地震調査研究推進本部地震調査委員会(2003a)により、それまでに行われていた調査研究に基づいた長期評価が公表されているが、産業技術総合研究所(2007)等によって新しい知見が得られたことから、今回再評価を行った。					
1 琵琶湖西岸断層帯の位置及び研状						1 琵琶湖西岸断層帯の位置及び研状					
琵琶湖西岸断層帯は、滋賀県高島郡マキノ町から大津市に至る断層帯である。全体として長さは約59kmで、北北東-南南西方向に延びており、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である(図1、2及び表1)。						琵琶湖西岸断層帯は、滋賀県高島市(旧マキノ町)から大津市国分付近に至る断層帯で、概ね南北方向に延びる。本断層帯は過去の活動時期の違いから、断層帯北部と断層帯南部に区分される。断層帯北部は、高島市に分布する断層であり、長さは約23kmで、ほぼ南北方向に延びる(図1-1、図2及び表)。断層帯南部は、高島市南方(旧高島町付近)の琵琶湖西岸付近から大津市国分付近に至る断層であり、長さは約38kmで、北北東-南南西方向に延びる(図1-1、図2及び表1)。断層帯全体としての長さは約59kmであり、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である(図1-1、図2及び表1)。					
2 断層帯の過去の活動						2 断層帯の過去の活動					
琵琶湖西岸断層帯の平均的な上下方向のずれの速度は、概ね1.1-1.6m/千年程度であった可能性がある。本断層帯は平均して、約1千9百-4千5百年の間隔で活動した可能性がある。最新活動時期は約2千8百年前以後、約2千4百年前以前で、活動時には断層の西側が東側に対して相対的に3-5m程度隆起した可能性がある(表1)。						琵琶湖西岸断層帯北部の平均的な上下方向のずれの速度は、約1.8-2.1m/千年の可能性がある。最新活動時期は約2千8百年前以後、約2千4百年前以前で、活動時には断層の西側が東側に対して相対的に2-5m程度隆起した可能性がある(表1)。また、野外調査から直接得られたデータではないが、1回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は約1千-2千8百年であった可能性がある。					

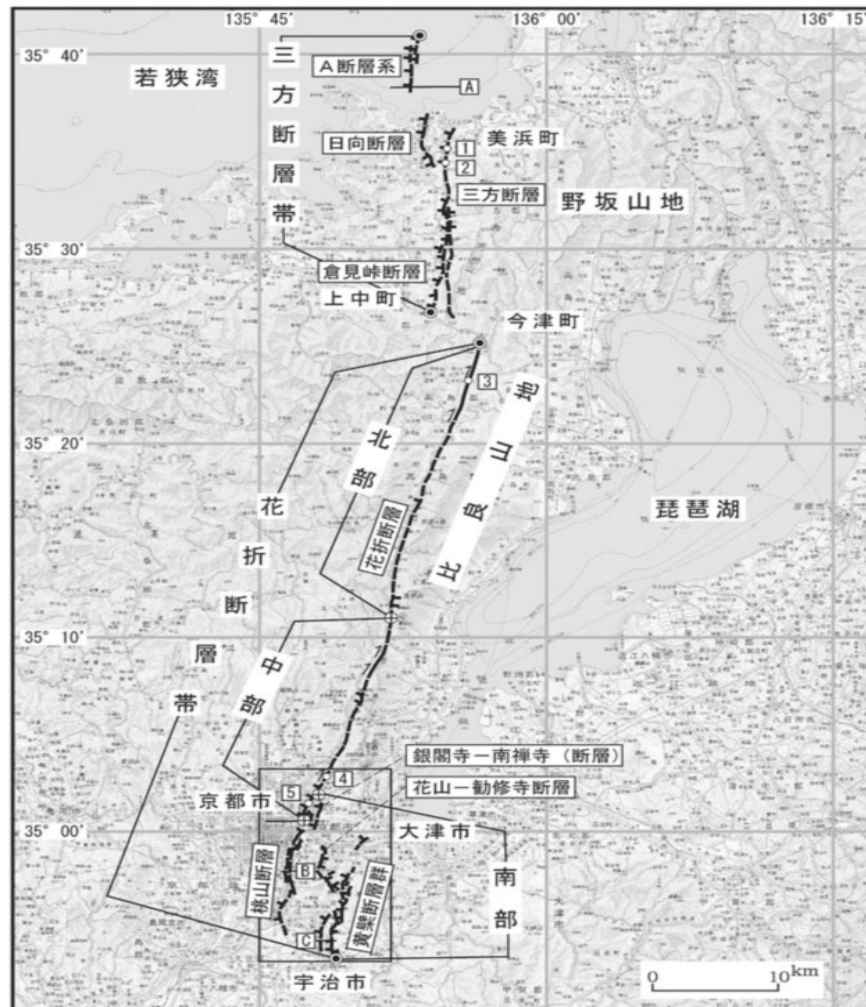
滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<p>3 断層帯の将来の活動</p> <p>琵琶湖西岸断層帯は、断層帯全体が1つの区間として活動し、マグニチュード7.8程度の地震が発生すると推定される（表1）。また、その時、断層近傍の地表面では西側が東側に対して相対的に約3 - 5m程度高まる段差や撓（たわ）みが生ずる可能性がある（表1）。本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、表2に示すとおりである。本評価で得られた地震発生率の長期確率には幅があるが、その最大値をとると、本断層帯は今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる（注1、2）。</p> <p>4 今後に向けて</p> <p>本断層帯の過去の活動時期や平均活動間隔については、精度のよい数値が得られていない。また、平均的なずれの速度や1回のずれの量なども同様であり、これら過去の活動に関して精度のよい資料を得る必要がある。さらに、本断層帯とその西側を並走する花折断層帯の地下の断層面の形状や周辺の断層帯との関係を明らかにする必要がある。</p> <p>図1 [略]</p>	<p>琵琶湖西岸断層帯南部の平均的な上下方向のずれの速度は、約1.4m/千年の可能性はある。最新活動時期は1185年（元暦2年）の地震であった可能性があり、活動時には断層の西側が東側に対して相対的に6 - 8m程度隆起した可能性がある（表1）。また、平均活動間隔は約4千5百 - 6千年であった可能性がある。</p> <p>3 断層帯の将来の活動</p> <p>琵琶湖西岸断層帯は、過去の活動と同様に北部と南部の2つの区間に分かれて活動すると推定されるが、断層帯全体が1つの区間として同時に活動する可能性もある（表1）。</p> <p>琵琶湖西岸断層帯北部では、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.1程度の地震が発生すると推定され、その際に断層近傍の地表面では、断層の西側が東側に対して相対的に2 - 5m程度高まる段差や撓（たわ）みが生じる可能性がある（表1）。断層帯北部では、活動間隔の長さと比較して最新活動時期からの経過時間が非常に長い。そのため、通常の活断層評価とは異なる手法により地震発生率の長期確率を求めている。そのため、信頼度は低い。将来このような地震が発生する長期確率は表2に示すとおりとなる。本評価で得られた地震発生率には幅があるが、その最大値をとると、断層帯北部は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる（注1、2、3）。</p> <p>琵琶湖西岸断層帯南部では、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定され、その際に断層の近傍の地表面では、断層の西側が東側に対して相対的に6 - 8m程度高まる段差や撓（たわ）みが生じる可能性がある（表1）。断層帯南部の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、表2に示すとおりである。</p> <p>琵琶湖西岸断層帯全体が同時に1つの区間として活動する場合には、マグニチュード7.8程度の地震が発生すると推定される（表1）。断層帯全体が同時に活動する場合の確率は、断層帯南部が単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。</p> <p>4 今後に向けて</p> <p>今回の評価では、過去の活動時期の違いから断層帯を2つの活動区間に区分することができた。また、琵琶湖西岸断層帯南部については、最新活動時期を特定することができた。しかしながら、琵琶湖西岸断層帯北部については将来の地震発生率を絞り込むまでには至らなかった。このため、断層帯北部に関しては、活動時期をさらに特定するための調査を行い、地震発生率の信頼度を高める必要がある。</p> <p>また、本断層帯とその西側を並走する三方・花折断層帯は、地下では一つの震源断層に収められていると推定されるが、地下深部の断層面の位置・形状については明らかになっていない。さらに、過去の活動履歴からは、両断層帯は別々の時期に地表で変位を生じるような活動をしてきたと推定されるが、両断層帯が同時に活動する可能性も否定できない。このため、地下の断層面の形状や周辺の断層帯との関係を明らかにする必要がある（図1 - 2）。</p> <p>図1 [略]</p>

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前

修正後



- 1：久々子地点 2：氣山地点 3：途中谷地点 4：修学院地点
 5：今出川地点 A：文献6 B：文献7 C：文献4
 活断層の位置は文献2及び10に基づく。
 ●：断層帯の北端と南端 ⊕：花折断層帯の北部・中部・南部の境界
 基図は国土地理院発行数値地図200000「岐阜」、「名古屋」、
 「宮津」及び「京都及大阪」を使用。
 （長方形は図2-2の範囲）

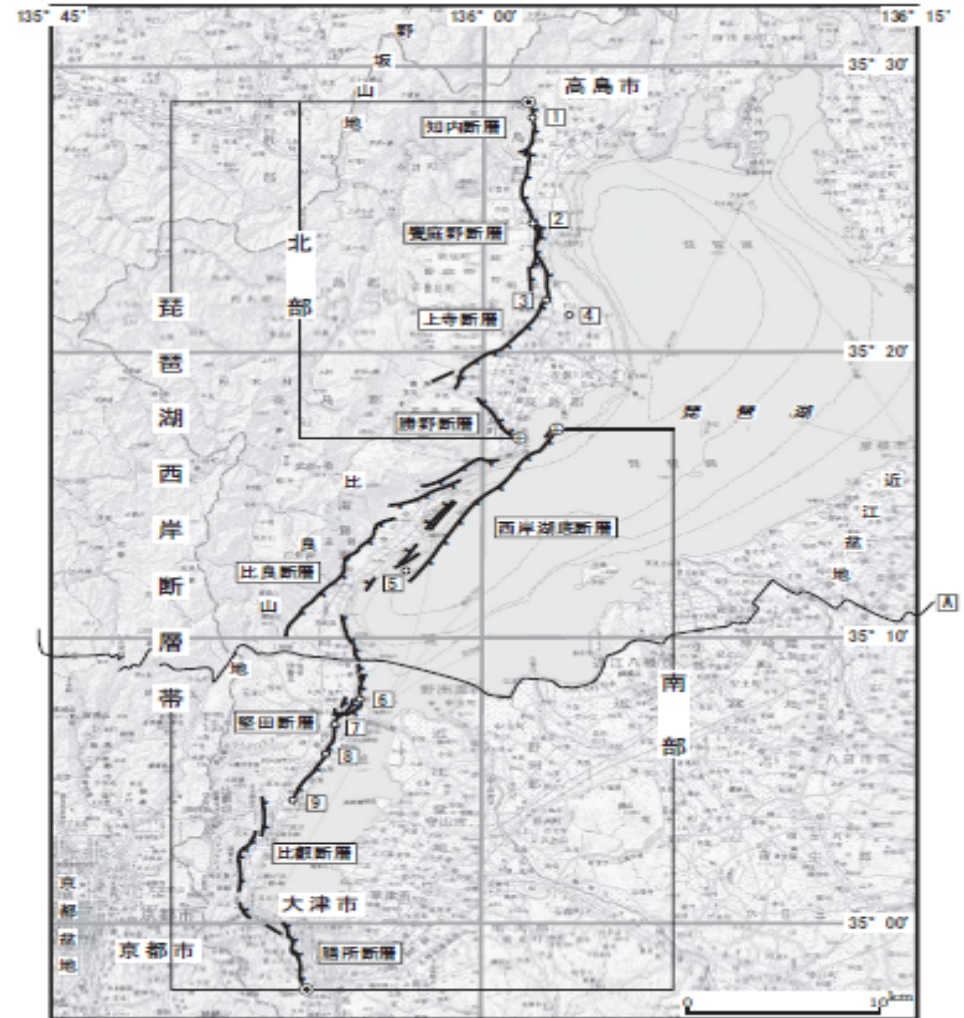


図2 琵琶湖西岸断層帯の位置と主な調査地点

- 1：石底地点 2：弘川地点 3：美麻野地点 4：針江地点 5：比良沖地点
 6：真野地点 7：本堅田地点 8：衣川地点 9：比叡辻地点
 A：反射法弾性波探査測線（文献6（文部科学省研究開発局ほか，2007）
 ⊕：断層帯の北端と南端 ⊕：北部の南端・南部の北端
 断層の位置は文献5，7，11（中田・今泉編，2002；宮内ほか，2005；奥ほか，2005）に基づく。
 基図は国土地理院発行数値地図200000「岐阜」「名古屋」「宮津」「京都及大阪」を使用。

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前				修正後			
(3) 断層のずれの向きと種類	西側隆起の逆断層	—	文献2、6、7などに示された地形、地質の特徴、反射法弾性波深査結果による。	(3)断層のずれの向きと種類	北部：西側隆起の逆断層 南部：西側隆起の逆断層	— —	文献2、3、14などに示された地形、地質の特徴による。
2. 断層帯の過去の活動				2. 断層帯の過去の活動			
(1)平均的なずれの速度	1.1-1.6m/千年（上下成分）	—	文献2、5による。	(1)平均的なずれの速度	北部：約1.8-2.1m/千年（上下成分） 南部：約1.4m/千年（上下成分）	— —	文献4による。 文献4による。
(2)過去の活動時期	活動1（最新活動時期） 約2千8百年前以後 - 約2千4百年前以前 （注5）	—	文献3に示された資料から推定。 説明文参照。	(2)過去の活動時期	北部： 活動1（最新活動） 約2千8百年前以後、約2千4百年前以前（注6） 活動2 約9千3百年前以後、約7千6百年前以前に少なくとも1回の活動 南部： 活動1（最新活動） 1185年（元暦2年）の地震 （地形地質調査では11世紀以後、12世紀以前） 活動2 約1万6千年前以後、約4千年前以前に少なくとも1回の活動	— — — —	文献3に示された資料から推定。 説明文参照。 文献8、10、15に示された資料から推定。 説明文参照。
(3)1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量：3-5m（上下成分） （注5） 平均活動間隔：約1千9百-4千5百年 （注5）	— —	文献3に示された資料から推定。 平均的なずれの速度と1回のずれの量から推定。	(3)1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量 北部： 2-5m程度（上下成分）（注6） 南部： 6-8m程度（上下成分） 平均活動間隔 北部：約1千-2千8百年（注6） 南部：約4千5百-6千年	— — — —	文献3及び断層の長さから推定。 平均的なずれの速度と平均活動間隔から推定。 平均的なずれの速度と1回のずれの量から推定。 過去の活動から推定。 説明文2.2(4)参照。
(4)過去の活動区間	断層帯全体で1区間	—	断層帯の形状から推定。	(4)過去の活動区間	北部と南部の2区間	—	過去の活動から推定

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前				修正後			
3. 断層帯の将来の活動				3. 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間及び地震の規模	活動区間：断層帯全体で1区間 地震の規模：マグニチュード7.8程度 ずれの量：概ね3 - 5m程度(上下成分) (注5)	—	断層帯の形状から推定。 断層帯の長さから推定。ずれの量は過去の活動及び断層帯の長さから推定。	(1) 将来の活動区間及び地震の規模	活動区間 北部と南部の2区間 断層帯全体が同時に活動する可能性もある 地震の規模 北部：マグニチュード7.1程度 南部：マグニチュード7.5程度 全体：マグニチュード7.8程度 ずれの量 北部：2 - 5m程度(上下成分)(注6) 南部：6 - 8m程度(上下成分)	—	過去の活動から推定。 断層の長さから推定。 過去の活動から推定。

表2 将来の地震発生確率等

項目	将来の地震発生確率等 (注6)	信頼度 (注7)	備考
地震後経過率(注8)	0.5 - 1.5	c	発生確率及び集積確率は文献1による。
今後30年以内の地震発生確率	0.09% - 9%		
今後50年以内の地震発生確率	0.2% - 20%		
今後100年以内の地震発生確率	0.3% - 30%		
今後300年以内の地震発生確率	2% - 60%		
集積確率(注9)	0.5% - 90%より大		

表2 将来の地震発生確率等（北部はポアソン過程を適用）

項目	将来の地震発生確率等 (注8)	信頼度 (注9)	備考
<北部>(注6、7)		d	北部の発生確率はポアソン過程による。
今後30年以内の地震発生確率	1% - 3%		
今後50年以内の地震発生確率	2% - 5%		
今後100年以内の地震発生確率	4% - 10%		
今後300年以内の地震発生確率	10% - 30%		
<南部>		C	発生確率及び集積確率は文献1による。
地震後経過率(注10)	0.1 - 0.2		
今後30年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後50年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
集積確率(注11)	ほぼ0%		

注1： 我が国の陸域及び沿岸域の主要な98の活断層帯のうち、2001年4月時点で調査結果が公表されているものについて、その資料を用いて今後30年間に地震が発生する確率を試算すると概ね以下のようになると推定される。

- 98断層帯のうち約半数の断層帯：30年確率の最大値が0.1%未満
- 98断層帯のうち約1/4の断層帯：30年確率の最大値が0.1%以上 - 3%未満
- 98断層帯のうち約1/4の断層帯：30年確率の最大値が3%以上

(いずれも2001年4月時点での推定。確率の試算値に幅がある場合はその最大値を採用)

この統計資料を踏まえ、地震調査委員会の活断層評価では、次のような相対的な評価を盛り込むこととして

注1： 琵琶湖西岸断層帯北部では、活動間隔の長さと比較して最新活動時期からの経過時間が非常に長いため、通常の活断層評価で用いている更新過程(地震の発生確率が時間とともに変動するモデル)を適用せず、特殊な更新過程であるポアソン過程(地震の発生時期に規則性を与えないモデル)を適用して地震発生確率を求めた。ポアソン過程を用いたため、地震発生の確率は1つの時点でも同じであり、本来時間と共に変化する確率の「平均的なもの」になっていることに注意する必要がある。なお、グループ分けは、通常的手法を用いた場合の全国の主な活断層のグループ分け(注2参照)と同じしきい値を使用して行った。

注2： 地震調査委員会の活断層評価では、将来の活動区間が単独で活動した場合の今後30年間の地震発生確率について、次のような相対的な評価を盛り込むこととしている。

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後																																								
<p>いる。</p> <p>今後30年間の地震発生確率(最大値)が3%以上の場合： 「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる」</p> <p>今後30年間の地震発生確率(最大値)が0.1%以上 - 3%未満の場合： 「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる」</p> <p>注2： 1995年兵庫県南部地震、1858年飛越地震及び1847年善光寺地震の地震発生直前における30年確率と集積確率（うち、1995年兵庫県南部地震と1858年飛越地震については「長期的な地震発生確率の評価手法について」（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2001）による暫定値）は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>地震名</th> <th>地震を引き起こした活断層</th> <th>地震発生直前の30年確率(%)</th> <th>地震発生直前の集積確率(%)</th> <th>断層の平均活動間隔(千年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1995年兵庫県南部地震 (M7.3)</td> <td>野島断層 (兵庫県)</td> <td>0.4% - 8%</td> <td>2% - 80%</td> <td>約1.8 - 約3.0</td> </tr> <tr> <td>1858年飛越地震 (M7.0 - 7.1)</td> <td>跡津川断層 (岐阜県・富山県)</td> <td>ほぼ0% - 10%</td> <td>ほぼ0% - 90%より大</td> <td>約1.9 - 約3.3</td> </tr> <tr> <td>1847年善光寺地震 (M7.4)</td> <td>長野盆地西縁断層 (長野県)</td> <td>ほぼ0% - 20%</td> <td>ほぼ0% - 90%より大</td> <td>約0.8 - 約2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>「長期的な地震発生確率の評価手法について」に示されているように、地震発生確率は前回の地震後、十分長い時間が経過しても100%とはならない。その最大値は平均活動間隔に依存し、平均活動間隔が長いほど最大値は小さくなる。平均活動間隔が1千年の場合は30年確率の最大値は20%程度、5千年の場合は5%程度である。</p> <p>注3： 信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。 ：高い、：中程度、：低い</p> <p>注4： 文献については、14.15ページに示す以下の文献。 文献1：地震調査研究推進本部地震調査委員会（2001） 文献2：小松原ほか(1998a) 文献3：小松原ほか（1999） 文献4：岡田・東郷編（2000） 文献5：竹村ほか（1997） 文献6：戸田ほか（1996） 文献7：東郷（1971） 文献8：水野ほか（1997）</p> <p>注5： この評価では、最新活動時期を約2千8百年前以後、約2千4百年前以前と評価したが、7世紀中葉以降に活動しているとする考えもある。この考えに従うと、約3 - 5mと評価した1回の活動に伴う上下方向のずれの量は活動2回分のずれの量となり、平均活動間隔も約9百 - 2千3百年と大幅に短くなる。このため、将来の地震発生確率も表2に示した数値とは異なることとなり、地震後経過率は0.09 - 1.6となる。また、今後30年以内、50年以内、100年以内、300年以内の地震発生確率は、それぞれほぼ0% - 20%、ほぼ0% - 30%、ほぼ0% - 50%、ほぼ0% - 90%となり、現在までの集積確率はほぼ0% - 90%より大となる。以上のようにこの考えに従うと発生確率の幅がさらに大きくなり、最大値が大きくなることに注意が必要である。なお、このような考え方の根拠については説明文を参照のこと。</p> <p>注6： 評価時点はすべて2003年1月1日現在。「ほぼ0%」は10%未満の確率値を示す。なお、計算に当たって用いた平均活動間隔の信頼度は低い（ ）ことに留意されたい。</p>	地震名	地震を引き起こした活断層	地震発生直前の30年確率(%)	地震発生直前の集積確率(%)	断層の平均活動間隔(千年)	1995年兵庫県南部地震 (M7.3)	野島断層 (兵庫県)	0.4% - 8%	2% - 80%	約1.8 - 約3.0	1858年飛越地震 (M7.0 - 7.1)	跡津川断層 (岐阜県・富山県)	ほぼ0% - 10%	ほぼ0% - 90%より大	約1.9 - 約3.3	1847年善光寺地震 (M7.4)	長野盆地西縁断層 (長野県)	ほぼ0% - 20%	ほぼ0% - 90%より大	約0.8 - 約2.5	<p>今後30年間の地震発生確率(最大値)が3%以上の場合： 「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる」</p> <p>今後30年間の地震発生確率(最大値)が0.1%以上 - 3%未満の場合： 「本断層帯は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる」</p> <p>なお、2005年4月時点でひととおり評価を終えた98の主要活断層帯のうち、最新活動時期が判明しており、通常の活断層評価で用いている更新過程（地震の発生確率が時間とともに変動するモデル）により地震発生率の長期確率を求めたものについては、将来の活動区間が単独で活動した場合の今後30年間に地震が発生する確率の割合は以下のとおりになっている。</p> <p>30年確率の最大値が0.1%未満：約半數 30年確率の最大値が0.1%以上 - 3%未満：約1/4 30年確率の最大値が3%以上：約1/4 (いずれも2005年4月時点での算定。確率の評価値に幅がある場合はその最大値を採用。)</p> <p>注3： 1995年兵庫県南部地震、1858年飛越地震及び1847年善光寺地震の地震発生直前における30年確率と集積確率は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>地震名</th> <th>地震を引き起こした活断層</th> <th>地震発生直前の30年確率(%)</th> <th>地震発生直前の集積確率(%)</th> <th>断層の平均活動間隔(千年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1995年兵庫県南部地震 (M7.3)</td> <td>六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」 (兵庫県)</td> <td>0.02% - 8%</td> <td>0.06% - 80%</td> <td>約1.7 - 約3.5</td> </tr> <tr> <td>1858年飛越地震 (M7.0 - 7.1)</td> <td>跡津川断層 (岐阜県・富山県)</td> <td>ほぼ0% - 13%</td> <td>ほぼ0% - 90%より大</td> <td>約1.7 - 約3.6</td> </tr> <tr> <td>1847年善光寺地震 (M7.4)</td> <td>長野盆地西縁断層 (長野県)</td> <td>ほぼ0% - 20%</td> <td>ほぼ0% - 90%より大</td> <td>約0.8 - 約2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>「長期的な地震発生確率の評価手法について」（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2001）に示されているように、地震発生確率は前回の地震後、十分長い時間が経過しても100%とはならない。その最大値は平均活動間隔に依存し、平均活動間隔が長いほど最大値は小さくなる。平均活動間隔が4千5百年の場合は30年確率の最大値は6%程度、6千年の場合は4%程度である。</p> <p>注4： 信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。 ：高い、：中程度、：低い</p> <p>注5： 文献については、本文末尾に示す以下の文献。 文献1：地震調査研究推進本部地震調査委員会（2001） 文献2：小松原ほか（1998b） 文献3：小松原ほか（1999） 文献4：小松原（2006） 文献5：宮内ほか（2005） 文献6：文部科学省研究開発局ほか（2007） 文献7：中田・今泉編（2002） 文献8：西山（2000） 文献9：岡田・東郷編（2000）</p>	地震名	地震を引き起こした活断層	地震発生直前の30年確率(%)	地震発生直前の集積確率(%)	断層の平均活動間隔(千年)	1995年兵庫県南部地震 (M7.3)	六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」 (兵庫県)	0.02% - 8%	0.06% - 80%	約1.7 - 約3.5	1858年飛越地震 (M7.0 - 7.1)	跡津川断層 (岐阜県・富山県)	ほぼ0% - 13%	ほぼ0% - 90%より大	約1.7 - 約3.6	1847年善光寺地震 (M7.4)	長野盆地西縁断層 (長野県)	ほぼ0% - 20%	ほぼ0% - 90%より大	約0.8 - 約2.5
地震名	地震を引き起こした活断層	地震発生直前の30年確率(%)	地震発生直前の集積確率(%)	断層の平均活動間隔(千年)																																					
1995年兵庫県南部地震 (M7.3)	野島断層 (兵庫県)	0.4% - 8%	2% - 80%	約1.8 - 約3.0																																					
1858年飛越地震 (M7.0 - 7.1)	跡津川断層 (岐阜県・富山県)	ほぼ0% - 10%	ほぼ0% - 90%より大	約1.9 - 約3.3																																					
1847年善光寺地震 (M7.4)	長野盆地西縁断層 (長野県)	ほぼ0% - 20%	ほぼ0% - 90%より大	約0.8 - 約2.5																																					
地震名	地震を引き起こした活断層	地震発生直前の30年確率(%)	地震発生直前の集積確率(%)	断層の平均活動間隔(千年)																																					
1995年兵庫県南部地震 (M7.3)	六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」 (兵庫県)	0.02% - 8%	0.06% - 80%	約1.7 - 約3.5																																					
1858年飛越地震 (M7.0 - 7.1)	跡津川断層 (岐阜県・富山県)	ほぼ0% - 13%	ほぼ0% - 90%より大	約1.7 - 約3.6																																					
1847年善光寺地震 (M7.4)	長野盆地西縁断層 (長野県)	ほぼ0% - 20%	ほぼ0% - 90%より大	約0.8 - 約2.5																																					

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<p>注7： 地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率（以下、発生確率等）の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、a から d の4段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。</p> <p>a：（信頼度が）高い b：中程度 c：やや低い d：低い</p> <p>発生確率等の評価の信頼度は、これらを求めるために使用した過去の活動に関するデータの信頼度に依存する。信頼度ランクの具体的な意味は以下のとおりである。分類の詳細については付表を参照のこと。なお、発生確率等の評価の信頼度は、地震発生の切迫度を表すのではなく、発生確率等の値の確からしさを表すことに注意する必要がある。</p> <p>発生確率等の評価の信頼度</p> <p>a：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が比較的高く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が高い。</p> <p>b：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が中程度で、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が中程度。</p> <p>c：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性がやや低い。</p> <p>d：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が非常に低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。または、最新活動加時期のデータが得られていないため、現時点における確率値が推定できず、単に長期間の平均値を確率としている。</p> <p>注8： 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。今回の評価の数字で、0.5は2千4百年を4千5百年で割った値であり、1.5は2千8百年を1千9百年で割った値。</p> <p>注9： 前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。</p>	<p>文献10：産業技術総合研究所（2007）</p> <p>文献11：滋賀国道事務所（2004）</p> <p>文献12：堤ほか（2005）</p> <p>文献13：戸田ほか（1996）</p> <p>文献14：東郷（1971）</p> <p>文献15：宇佐美（2003）</p> <p>注6： この評価では、琵琶湖西岸断層帯北部の最新活動加時期を約2千8百年前以後、約2千4百年前以前と評価したが、7世紀中葉以降に活動しているとする考えもある。この考えに従うと、約2 - 5m と評価した1回の活動に伴う上下方向のずれの量は活動2回分のずれの量となり、平均活動間隔も約5百 - 1千4百年と大幅に短くなる。このため、将来の地震発生確率も表2に示した数値とは異なることとなり、今後30年以内、50年以内、100年以内、300年以内の地震発生確率は、それぞれ2% - 6%、4% - 10%、7% - 20%、20% - 50%となる。以上のようにこの考えに従うと発生確率は幅がさらに大きくなり、最大値が大きくなることに注意が必要である。なお、このような考え方の根拠については説明文を参照のこと。</p> <p>注7： 琵琶湖西岸断層帯北部は、活動間隔の長さと比較して最新活動加時期からの経過時間が非常に長い。長期間の確率の平均値を示した。最新活動加時期によってはこの値より大きく、または小さくなる。なお、断層帯北部は平均活動間隔が約1千 - 2千8百年、最新活動加時期は約2千8百年前以後、約2千4百年前以前と求められているので、通常的手法による30年確率のとり得る範囲は3% - 20%となる。</p> <p>注8： 評価時点はすべて2009年1月1日現在。「ほぼ0%」は10-3%未満の確率値を示す。なお、計算に当たって用いた平均活動間隔の信頼度は低い（ ）ことに留意されたい。</p> <p>注9： 地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率（以下、発生確率等）の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、a からd の4段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。</p> <p>a：（信頼度が）高い b：中程度 c：やや低い d：低い</p> <p>発生確率等の評価の信頼度は、これらを求めるために使用した過去の活動に関するデータの信頼度に依存する。信頼度ランクの具体的な意味は以下のとおりである。分類の詳細については付表を参照のこと。なお、発生確率等の評価の信頼度は、地震発生の切迫度を表すのではなく、発生確率等の値の確からしさを表すことに注意する必要がある。</p> <p>発生確率等の評価の信頼度</p> <p>a：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が比較的高く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が高い。</p> <p>b：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が中程度で、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が中程度。</p> <p>c：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性がやや低い。</p> <p>d：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が非常に低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。または、最新活動加時期のデータが得られていないため、現時点における確率値が推定できず、単に長期間の平均値を確率としている。</p> <p>注10： 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。今回の評価の数字のうち、琵琶湖西岸断層帯南部の0.1は824年を6000年で割った値であり、0.2は824年を4500年で割った値である。</p> <p>注11： 前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。</p>

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後																		
<p>第3 湖北山地断層帯の評価（平成15年6月11日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会） [略]</p> <p>第4 野坂・集福寺断層帯の評価（平成15年6月11日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会） [略]</p> <p>1 野坂・集福寺断層帯の位置及び形状 [略] 集福寺断層は、敦賀市から滋賀県伊香（いか）郡西浅井町に至る断層である。長さは約10kmで、北西-南東方向に延びており、左横ずれを主体とする断層である（図1、2、表3）。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第5 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯の評価（平成16年1月14日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会） [略]</p> <p>1 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯の位置及び形状 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯は、日本海沿岸の福井県福井市鮎川から丹生（にゅう）郡越廼（こしの）村越前岬沖の若狭湾東縁を通り、滋賀県伊香（いか）郡木之本（きのもと）町を経て、岐阜県不破（ふわ）郡垂井（たるい）町に至る柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部と、福井県敦賀（つるが）市の立石岬付近から敦賀湾を横切り、滋賀県伊香郡余呉（よご）町に至る「浦底（うらぞこ）-柳ヶ瀬山（やながせやま）断層帯」からなる。 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p style="text-align: center;">表1 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部の特性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 35%;">特 性</th> <th style="width: 15%;">信頼度 (注4)</th> <th style="width: 35%;">根 拠 (注5)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 断層帯の位置・形状</td> <td> 地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 全体:(北端) 北緯 <u>37°06</u> 東経 136°03 (屈曲点 北緯 <u>36°54</u> 東経 <u>135°54</u> (南東端 北緯 <u>36°21</u> 東経 136°31 北部:(北端) 北緯 <u>37°06</u> 東経 136°03 (屈曲点 北緯 <u>36°54</u> 東経 135°54 (南端) 北緯 <u>36°45</u> 東経 136°08 中部:(北端) 北緯 <u>36°45</u> 東経 136°09 (南端) 北緯 <u>36°38</u> 東経 136°10 南部:(北西端) 北緯 <u>36°38</u> 東経 136°10 (南東端) 北緯 <u>36°21</u> 東経 136°31 </td> <td></td> <td></td> <td>断層帯の位置は、文献3、5、11による。数値は図2から計測、形状は図2を参照。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 [略]</p>	項 目	特 性	信頼度 (注4)	根 拠 (注5)	(2) 断層帯の位置・形状	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 全体:(北端) 北緯 <u>37°06</u> 東経 136°03 (屈曲点 北緯 <u>36°54</u> 東経 <u>135°54</u> (南東端 北緯 <u>36°21</u> 東経 136°31 北部:(北端) 北緯 <u>37°06</u> 東経 136°03 (屈曲点 北緯 <u>36°54</u> 東経 135°54 (南端) 北緯 <u>36°45</u> 東経 136°08 中部:(北端) 北緯 <u>36°45</u> 東経 136°09 (南端) 北緯 <u>36°38</u> 東経 136°10 南部:(北西端) 北緯 <u>36°38</u> 東経 136°10 (南東端) 北緯 <u>36°21</u> 東経 136°31			断層帯の位置は、文献3、5、11による。数値は図2から計測、形状は図2を参照。	<p>第4 湖北山地断層帯の評価（平成15年6月11日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会） [略]</p> <p>第5 野坂・集福寺断層帯の評価（平成15年6月11日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会） [略]</p> <p>1 野坂・集福寺断層帯の位置及び形状 [略] 集福寺断層は、敦賀市から滋賀県長浜市西浅井町に至る断層である。長さは約10kmで、北西-南東方向に延びており、左横ずれを主体とする断層である（図1、2、表3）。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第6 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯の評価（平成16年1月14日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会） [略]</p> <p>1 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯の位置及び形状 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯は、日本海沿岸の福井県福井市鮎川から福井市（旧越廼（こしの）村）越前岬沖の若狭湾東縁を通り、滋賀県長浜市木之本（きのもと）町を経て、岐阜県不破（ふわ）郡垂井（たるい）町に至る柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部と、福井県敦賀（つるが）市の立石岬付近から敦賀湾を横切り、滋賀県長浜市余呉（よご）町に至る「浦底（うらぞこ）-柳ヶ瀬山（やながせやま）断層帯」からなる。 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p style="text-align: center;">表1 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部の特性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 35%;">特 性</th> <th style="width: 15%;">信頼度 (注4)</th> <th style="width: 35%;">根 拠 (注5)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 断層帯の位置・形状</td> <td> 地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 全体:(北端) 北緯 <u>36°06</u> 東経 136°03 (屈曲点 北緯 <u>35°54</u> 東経 <u>135°57</u> (南東端) 北緯 <u>35°21</u> 東経 136°31 北部:(北端) 北緯 <u>36°06</u> 東経 136°03 (屈曲点 北緯 <u>35°54</u> 東経 <u>135°57</u> (南端) 北緯 <u>35°45</u> 東経 136°08 中部:(北端) 北緯 <u>35°45</u> 東経 136°09 (南端) 北緯 <u>35°38</u> 東経 136°10 南部:(北西端) 北緯 <u>35°38</u> 東経 136°10 (南東端) 北緯 <u>35°21</u> 東経 136°31 </td> <td></td> <td></td> <td>断層帯の位置は、文献3、5、11による。数値は図2から計測、形状は図2を参照。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 [略]</p>	項 目	特 性	信頼度 (注4)	根 拠 (注5)	(2) 断層帯の位置・形状	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 全体:(北端) 北緯 <u>36°06</u> 東経 136°03 (屈曲点 北緯 <u>35°54</u> 東経 <u>135°57</u> (南東端) 北緯 <u>35°21</u> 東経 136°31 北部:(北端) 北緯 <u>36°06</u> 東経 136°03 (屈曲点 北緯 <u>35°54</u> 東経 <u>135°57</u> (南端) 北緯 <u>35°45</u> 東経 136°08 中部:(北端) 北緯 <u>35°45</u> 東経 136°09 (南端) 北緯 <u>35°38</u> 東経 136°10 南部:(北西端) 北緯 <u>35°38</u> 東経 136°10 (南東端) 北緯 <u>35°21</u> 東経 136°31			断層帯の位置は、文献3、5、11による。数値は図2から計測、形状は図2を参照。
項 目	特 性	信頼度 (注4)	根 拠 (注5)																
(2) 断層帯の位置・形状	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 全体:(北端) 北緯 <u>37°06</u> 東経 136°03 (屈曲点 北緯 <u>36°54</u> 東経 <u>135°54</u> (南東端 北緯 <u>36°21</u> 東経 136°31 北部:(北端) 北緯 <u>37°06</u> 東経 136°03 (屈曲点 北緯 <u>36°54</u> 東経 135°54 (南端) 北緯 <u>36°45</u> 東経 136°08 中部:(北端) 北緯 <u>36°45</u> 東経 136°09 (南端) 北緯 <u>36°38</u> 東経 136°10 南部:(北西端) 北緯 <u>36°38</u> 東経 136°10 (南東端) 北緯 <u>36°21</u> 東経 136°31			断層帯の位置は、文献3、5、11による。数値は図2から計測、形状は図2を参照。															
項 目	特 性	信頼度 (注4)	根 拠 (注5)																
(2) 断層帯の位置・形状	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 全体:(北端) 北緯 <u>36°06</u> 東経 136°03 (屈曲点 北緯 <u>35°54</u> 東経 <u>135°57</u> (南東端) 北緯 <u>35°21</u> 東経 136°31 北部:(北端) 北緯 <u>36°06</u> 東経 136°03 (屈曲点 北緯 <u>35°54</u> 東経 <u>135°57</u> (南端) 北緯 <u>35°45</u> 東経 136°08 中部:(北端) 北緯 <u>35°45</u> 東経 136°09 (南端) 北緯 <u>35°38</u> 東経 136°10 南部:(北西端) 北緯 <u>35°38</u> 東経 136°10 (南東端) 北緯 <u>35°21</u> 東経 136°31			断層帯の位置は、文献3、5、11による。数値は図2から計測、形状は図2を参照。															

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前				修正後			
表3 浦底 - 柳ヶ瀬山断層帯の特性				表3 浦底 - 柳ヶ瀬山断層帯の特性			
項目	特性	信頼度 (注4)	根拠 (注5)	項目	特性	信頼度 (注4)	根拠 (注5)
1. 断層帯の位置・形状				2. 断層帯の位置・形状			
(1) 浦底 - 柳ヶ瀬山断層帯を構成する断層	浦底（うらぞこ）断層、ウツロギ峠（断層）池河内（いけのごうち）断層、柳ヶ瀬山（やながせやま）断層		文献2, 6による。	(1) 浦底 - 柳ヶ瀬山断層帯を構成する断層	浦底（うらぞこ）断層、ウツロギ峠（断層）池河内（いけのごうち）断層、柳ヶ瀬山（やながせやま）断層		文献2, 6による。
(2) 断層帯の位置・形状	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 （北端）北緯 <u>36°45'</u> 東経 136°01' （南端）北緯 <u>36°35'</u> 東経 136°11' 長さ 約25km		文献6による。数値は図2から計測。形状は図2を参照。	(2) 断層帯の位置・形状	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 （北端）北緯 <u>35°45'</u> 東経 136°01' （南端）北緯 <u>35°35'</u> 東経 136°11' 長さ 約25km		文献6による。数値は図2から計測。形状は図2を参照。
<p>第6 鈴鹿西縁断層帯の評価 [略] 1～2 [略] 3. 断層帯の将来の活動 鈴鹿西縁断層帯は、全体が1つの区間として活動すると推定され、マグニチュード 7.5 程度の地震が発生すると推定される。この場合、断層の東側が西側に対して相対的に3 - 4m程度高くなる段差を生じる可能性がある（表1） [略] 4 [略]</p>				<p>第7 鈴鹿西縁断層帯の評価 [略] 1～2 [略] 3. 断層帯の将来の活動 鈴鹿西縁断層帯は、全体が1つの区間として活動すると推定され、マグニチュード 7.6 程度の地震が発生すると推定される。この場合、断層の東側が西側に対して相対的に3 - 4m程度高くなる段差を生じる可能性がある（表1） [略] 4 [略]</p>			
表1 鈴鹿西縁断層帯の特性				表1 鈴鹿西縁断層帯の特性			
項目	特性	信頼度 (注4)	根拠 (注5)	項目	特性	信頼度 (注4)	根拠 (注5)
3. 断層帯の将来の活動				3. 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間 断層帯全体で1区間 地震の規模 マグニチュード 7.5 程度 ずれの量 3 - 4m 程度（上下成分）		断層の長さから推定。 断層の長さから推定。	(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間 断層帯全体で1区間 地震の規模 マグニチュード 7.6 程度 ずれの量 3 - 4m 程度（上下成分）		断層の長さから推定。 断層の長さから推定。
<p>第7 頓宮断層の評価 第8 南海トラフの地震の長期評価</p>				<p>第8 頓宮断層の評価 第9 南海トラフの地震の長期評価</p>			

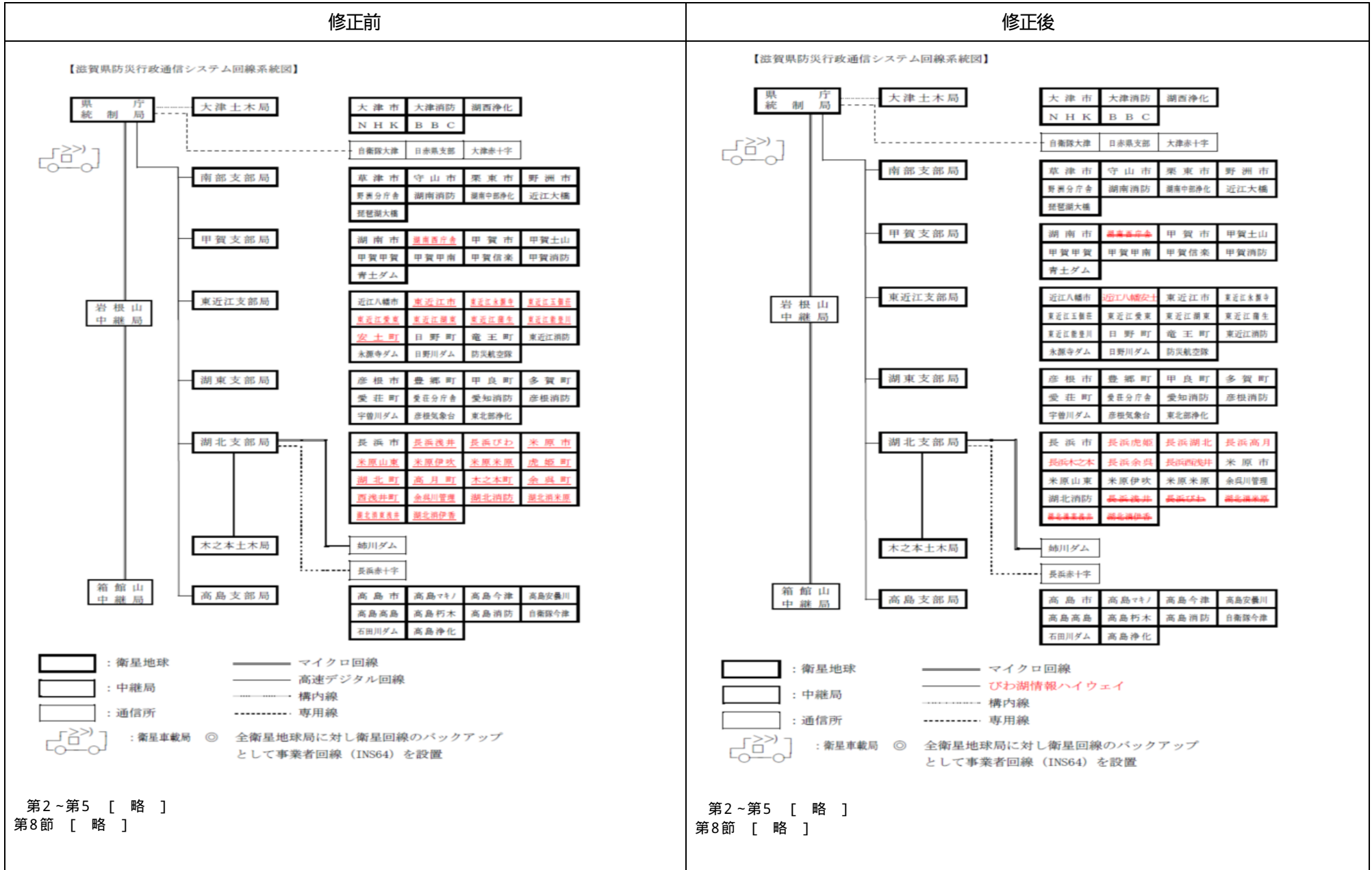
滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後																																																																				
<p>第8節 東南海・南海地震防災対策推進地域 [略] (1) [略] (2) 津波に関する基準について [略] 「大津波」(3m以上)もしくは満潮時に陸上の浸水深が<u>2m</u>以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域</p> <p>(3) [略] (4) 防災体制の確保等の観点からの指定について [略] 本県においては、平成15年12月17日に24市町の区域が指定されており、<u>平成18年4月1日</u>には、市町村合併に伴い、次の<u>14市町</u>の区域が改めて推進地域に指定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 彦根市、長浜市、近江八幡市、甲賀市、野洲市、東近江市、米原市、<u>安土町</u>、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町 </div> <p>第2編 災害予防計画 第1章 [略] 第2章 災害に強い基盤づくりの推進 第3節 [略] 第4節 都市の防災構造化と建物等の安全化 【施策体系】[略] 【基本方針】[略] 【具体的な施策の展開】 第1～第5 [略] 第6 文化財の耐震化の推進 1 文化財の耐震化等 本県の国指定有形文化財は<u>805</u>件で、これは東京、京都、奈良に次ぐ全国で四番目の保有数であり、これら文化財を地震から守るため、以下の対策を推進する。 (1)～(5) [略] 2 文化財周辺の環境整備 [略] 【滋賀県の文化財の状況】 (平成21年3月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">文化財の種類</th> <th colspan="3">文化財指定種別</th> <th colspan="3">文化財構造種別</th> </tr> <tr> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>合計</th> <th>木造</th> <th>石造</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定建造物</td> <td>181</td> <td><u>71</u></td> <td><u>252</u></td> <td><u>227</u></td> <td>25</td> <td><u>252</u></td> </tr> <tr> <td>指定美術工芸品</td> <td><u>624</u></td> <td><u>229</u></td> <td><u>853</u></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>805</u></td> <td><u>300</u></td> <td><u>1,105</u></td> <td><u>227</u></td> <td>25</td> <td><u>252</u></td> </tr> </tbody> </table>	文化財の種類	文化財指定種別			文化財構造種別			国指定	県指定	合計	木造	石造	合計	指定建造物	181	<u>71</u>	<u>252</u>	<u>227</u>	25	<u>252</u>	指定美術工芸品	<u>624</u>	<u>229</u>	<u>853</u>	-	-	-	合計	<u>805</u>	<u>300</u>	<u>1,105</u>	<u>227</u>	25	<u>252</u>	<p>第8節 東南海・南海地震防災対策推進地域 [略] (1) [略] (2) 津波に関する基準について [略] 「大津波」(3m以上)もしくは満潮時に陸上の浸水深が<u>2m</u>(漂流物が多いと見込まれる地域*については<u>1.2m</u>)以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域 <u>* 「漂流物が多いと見込まれる地域」は、特定重要港湾および人口集中(DID)地区とする。</u></p> <p>(3) [略] (4) 防災体制の確保等の観点からの指定について [略] 本県においては、平成15年12月17日に24市町の区域が指定されており、<u>その後の</u>市町村合併に伴い、<u>平成22年4月1日現在</u>で次の<u>13市町</u>の区域が改めて推進地域に指定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 彦根市、長浜市、近江八幡市、甲賀市、野洲市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町 </div> <p>第2編 災害予防計画 第1章 [略] 第2章 災害に強い基盤づくりの推進 第3節 [略] 第4節 都市の防災構造化と建物等の安全化 【施策体系】[略] 【基本方針】[略] 【具体的な施策の展開】 第1～第5 [略] 第6 文化財の耐震化の推進 1 文化財の耐震化等 本県の国指定有形文化財は<u>806</u>件で、これは東京、京都、奈良に次ぐ全国で四番目の保有数であり、これら文化財を地震から守るため、以下の対策を推進する。 (1)～(5) [略] 2 文化財周辺の環境整備 [略] 【滋賀県の文化財の状況】 (平成22年3月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">文化財の種類</th> <th colspan="3">文化財指定種別</th> <th colspan="3">文化財構造種別</th> </tr> <tr> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>合計</th> <th>木造</th> <th>石造</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定建造物</td> <td>181</td> <td><u>73</u></td> <td><u>254</u></td> <td><u>229</u></td> <td>25</td> <td><u>254</u></td> </tr> <tr> <td>指定美術工芸品</td> <td><u>625</u></td> <td><u>236</u></td> <td><u>861</u></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>806</u></td> <td><u>309</u></td> <td><u>1,115</u></td> <td><u>229</u></td> <td>25</td> <td><u>254</u></td> </tr> </tbody> </table>	文化財の種類	文化財指定種別			文化財構造種別			国指定	県指定	合計	木造	石造	合計	指定建造物	181	<u>73</u>	<u>254</u>	<u>229</u>	25	<u>254</u>	指定美術工芸品	<u>625</u>	<u>236</u>	<u>861</u>	-	-	-	合計	<u>806</u>	<u>309</u>	<u>1,115</u>	<u>229</u>	25	<u>254</u>
文化財の種類		文化財指定種別			文化財構造種別																																																																
	国指定	県指定	合計	木造	石造	合計																																																															
指定建造物	181	<u>71</u>	<u>252</u>	<u>227</u>	25	<u>252</u>																																																															
指定美術工芸品	<u>624</u>	<u>229</u>	<u>853</u>	-	-	-																																																															
合計	<u>805</u>	<u>300</u>	<u>1,105</u>	<u>227</u>	25	<u>252</u>																																																															
文化財の種類	文化財指定種別			文化財構造種別																																																																	
	国指定	県指定	合計	木造	石造	合計																																																															
指定建造物	181	<u>73</u>	<u>254</u>	<u>229</u>	25	<u>254</u>																																																															
指定美術工芸品	<u>625</u>	<u>236</u>	<u>861</u>	-	-	-																																																															
合計	<u>806</u>	<u>309</u>	<u>1,115</u>	<u>229</u>	25	<u>254</u>																																																															

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<p>重要伝統的建造物群 3地区 登録有形文化財 <u>269件</u></p> <p>第5節および第6節 [略] 第7節 通信・放送施設の安全化 【施策体系】[略] 【基本方針】[略] 【具体的な施策の展開】 第1 防災行政通信システム等の災害予防 1 [略] 2 設備 [略]</p>	<p>重要伝統的建造物群 3地区 登録有形文化財 <u>273件</u> <u>(建造物)</u></p> <p>第5節および第6節 [略] 第7節 通信・放送施設の安全化 【施策体系】[略] 【基本方針】[略] 【具体的な施策の展開】 第1 防災行政通信システム等の災害予防 1 [略] 2 設備 [略]</p>

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表



滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後																																																																																				
<p>第9節 鉄道施設の安全化</p> <p>【施策体系】[略]</p> <p>【基本方針】[略]</p> <p>【具体的な施策の展開】</p> <p>第1．西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>1 [略]</p> <p>2．実施計画</p> <p>[略]</p> <p>(1) 施設、設備の耐震性確保</p> <p>[略]</p> <p>地震計の設置</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地震指示警報機設置箇所</th> <th style="text-align: center;">設置箇所</th> <th style="text-align: center;">型 式</th> <th style="text-align: center;">設定ガル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">彦 根 駅</td> <td style="text-align: center;">駅 構 内</td> <td style="text-align: center;">S 1 0 2 W Z 型</td> <td style="text-align: center;">40、80 ガル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">草 津 駅</td> <td style="text-align: center;">野洲駅構内</td> <td style="text-align: center;">S 1 0 2 W Z 型</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">堅 田 駅</td> <td style="text-align: center;">駅 構 内</td> <td style="text-align: center;">S 1 0 2 W Z 型</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">近 江 今 津 駅</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">S 1 0 2 W Z 型</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">木 ノ 本 駅</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">S 1 0 2 W Z 型</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> </tbody> </table> <p>および [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3．京阪電気鉄道株式会社</p> <p>1 現況</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地震計の設置箇所は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地震計本体設置箇所</th> <th style="text-align: center;">遠隔地地震警報機設置箇所</th> <th style="text-align: center;">型 式</th> <th style="text-align: center;">設定ガル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀変電所</td> <td style="text-align: center;">運転指令所</td> <td style="text-align: center;">SM41J 型</td> <td style="text-align: center;">50,100,150</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四宮変電所</td> <td style="text-align: center;">指揮指令所</td> <td style="text-align: center;">SM41J 型</td> <td style="text-align: center;">50,100,150</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>第4および第5 [略]</p> <p>第10節～第12節 [略]</p>	地震指示警報機設置箇所	設置箇所	型 式	設定ガル	彦 根 駅	駅 構 内	S 1 0 2 W Z 型	40、80 ガル	草 津 駅	野洲駅構内	S 1 0 2 W Z 型	"	堅 田 駅	駅 構 内	S 1 0 2 W Z 型	"	近 江 今 津 駅	"	S 1 0 2 W Z 型	"	木 ノ 本 駅	"	S 1 0 2 W Z 型	"	地震計本体設置箇所	遠隔地地震警報機設置箇所	型 式	設定ガル	滋賀変電所	運転指令所	SM41J 型	50,100,150	四宮変電所	指揮指令所	SM41J 型	50,100,150	<p>第9節 鉄道施設の安全化</p> <p>【施策体系】[略]</p> <p>【基本方針】[略]</p> <p>【具体的な施策の展開】</p> <p>第1．西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>1 [略]</p> <p>2．実施計画</p> <p>[略]</p> <p>(1) 施設、設備の耐震性確保</p> <p>[略]</p> <p>地震計の設置</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地震指示警報機設置箇所</th> <th style="text-align: center;">設置箇所</th> <th style="text-align: center;">型 式</th> <th style="text-align: center;">設定ガル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">彦 根 駅</td> <td style="text-align: center;">駅 構 内</td> <td style="text-align: center;">S102WZ 型</td> <td style="text-align: center;">40、80 ガル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">能 登 川 駅</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">S102WZ 型</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">草 津 駅</td> <td style="text-align: center;">野洲駅構内</td> <td style="text-align: center;">S102WZ 型</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">瀬 田 駅</td> <td style="text-align: center;">駅 構 内</td> <td style="text-align: center;">S102WZ 型</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">堅 田 駅</td> <td style="text-align: center;">駅 構 内</td> <td style="text-align: center;">S102WZ 型</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北小松駅</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">S102WZ 型</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">近江今津駅</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">S102WZ 型</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">木ノ本駅</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">S102WZ 型</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> </tbody> </table> <p>および [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3．京阪電気鉄道株式会社</p> <p>1 現況</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地震計の設置箇所は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地震計本体設置箇所</th> <th style="text-align: center;">遠隔地地震警報機設置箇所</th> <th style="text-align: center;">型 式</th> <th style="text-align: center;">震 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀変電所</td> <td style="text-align: center;">運転指令所</td> <td style="text-align: center;">S104 型 G バージョン</td> <td style="text-align: center;">震度 4 ～ 警報 1 震度 5 弱～ 警報 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四宮変電所</td> <td style="text-align: center;">電力指令室</td> <td style="text-align: center;">S104 型 G バージョン</td> <td style="text-align: center;">震度 5 強以上 警報 3</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>第4および第5 [略]</p> <p>第10節～第12節 [略]</p>	地震指示警報機設置箇所	設置箇所	型 式	設定ガル	彦 根 駅	駅 構 内	S102WZ 型	40、80 ガル	能 登 川 駅	"	S102WZ 型	"	草 津 駅	野洲駅構内	S102WZ 型	"	瀬 田 駅	駅 構 内	S102WZ 型	"	堅 田 駅	駅 構 内	S102WZ 型	"	北小松駅	"	S102WZ 型	"	近江今津駅	"	S102WZ 型	"	木ノ本駅	"	S102WZ 型	"	地震計本体設置箇所	遠隔地地震警報機設置箇所	型 式	震 度	滋賀変電所	運転指令所	S104 型 G バージョン	震度 4 ～ 警報 1 震度 5 弱～ 警報 2	四宮変電所	電力指令室	S104 型 G バージョン	震度 5 強以上 警報 3
地震指示警報機設置箇所	設置箇所	型 式	設定ガル																																																																																		
彦 根 駅	駅 構 内	S 1 0 2 W Z 型	40、80 ガル																																																																																		
草 津 駅	野洲駅構内	S 1 0 2 W Z 型	"																																																																																		
堅 田 駅	駅 構 内	S 1 0 2 W Z 型	"																																																																																		
近 江 今 津 駅	"	S 1 0 2 W Z 型	"																																																																																		
木 ノ 本 駅	"	S 1 0 2 W Z 型	"																																																																																		
地震計本体設置箇所	遠隔地地震警報機設置箇所	型 式	設定ガル																																																																																		
滋賀変電所	運転指令所	SM41J 型	50,100,150																																																																																		
四宮変電所	指揮指令所	SM41J 型	50,100,150																																																																																		
地震指示警報機設置箇所	設置箇所	型 式	設定ガル																																																																																		
彦 根 駅	駅 構 内	S102WZ 型	40、80 ガル																																																																																		
能 登 川 駅	"	S102WZ 型	"																																																																																		
草 津 駅	野洲駅構内	S102WZ 型	"																																																																																		
瀬 田 駅	駅 構 内	S102WZ 型	"																																																																																		
堅 田 駅	駅 構 内	S102WZ 型	"																																																																																		
北小松駅	"	S102WZ 型	"																																																																																		
近江今津駅	"	S102WZ 型	"																																																																																		
木ノ本駅	"	S102WZ 型	"																																																																																		
地震計本体設置箇所	遠隔地地震警報機設置箇所	型 式	震 度																																																																																		
滋賀変電所	運転指令所	S104 型 G バージョン	震度 4 ～ 警報 1 震度 5 弱～ 警報 2																																																																																		
四宮変電所	電力指令室	S104 型 G バージョン	震度 5 強以上 警報 3																																																																																		

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後																														
<p>第13節 土砂災害・地盤災害の防止</p> <p>【施策体系】[略]</p> <p>【基本方針】[略]</p> <p>【具体的な施策の展開】</p> <p>第1．地すべり対策の推進</p> <p>1．現 状</p> <p>地すべり危険箇所は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地すべり防止区域指定所管</th> <th style="text-align: center;">箇所数</th> <th style="text-align: center;">面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td style="text-align: center;">9箇所</td> <td style="text-align: center;">147.214 ha</td> </tr> <tr> <td>農林水産省農村振興局</td> <td style="text-align: center;">2箇所</td> <td style="text-align: center;">400.55 ha</td> </tr> <tr> <td>農林水産省林野庁</td> <td style="text-align: center;">1箇所</td> <td style="text-align: center;">79.95 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">12箇所</td> <td style="text-align: center;">615.914 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>第2．急傾斜地対策の推進</p> <p>1．現 況</p> <p>県下の急傾斜地崩壊危険箇所は2,341箇所あり、地研や集落発達の経過から各地に散在している。このうち急傾斜地崩壊危険区域に指定されたものは、476箇所、652.171haであるが、毎年防災パトロールを実施して状況を把握するとともに、危険性の高いところから、急傾斜地崩壊対策工事等を実施し土砂災害の防止に努めている。</p> <p>2 [略]</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4．土石流対策の推進</p> <p>1．現 況</p> <p>[略]</p> <p>このため1,370箇所、32,816.69haの溪流、山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに砂防ダム、床固工、護岸工事を実施して土砂の扞止、生産抑制、流出土砂の調整等により土砂災害の軽減に努めている。</p> <p>2 [略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>第3章 災害に備えるしくみづくりの推進</p> <p>第14節 情報通信体制の整備</p> <p>【施策体系】[略]</p> <p>【基本方針】[略]</p> <p>【具体的な施策の展開】</p> <p>第1および第2 [略]</p> <p>第3．県防災航空隊の整備</p> <p>[略]</p>	地すべり防止区域指定所管	箇所数	面 積	国土交通省	9箇所	147.214 ha	農林水産省農村振興局	2箇所	400.55 ha	農林水産省林野庁	1箇所	79.95 ha	計	12箇所	615.914 ha	<p>第13節 土砂災害・地盤災害の防止</p> <p>【施策体系】[略]</p> <p>【基本方針】[略]</p> <p>【具体的な施策の展開】</p> <p>第1．地すべり対策の推進</p> <p>1．現 状</p> <p>地すべり危険箇所は、以下のとおりである</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地すべり防止区域指定所管</th> <th style="text-align: center;">箇所数</th> <th style="text-align: center;">面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td style="text-align: center;">10箇所</td> <td style="text-align: center;">165.544ha</td> </tr> <tr> <td>農林水産省農村振興局</td> <td style="text-align: center;">2箇所</td> <td style="text-align: center;">400.55 ha</td> </tr> <tr> <td>農林水産省林野庁</td> <td style="text-align: center;">1箇所</td> <td style="text-align: center;">79.95 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">13箇所</td> <td style="text-align: center;">646.044ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>第2．急傾斜地対策の推進</p> <p>1．現 況</p> <p>県下の急傾斜地崩壊危険箇所は2,341箇所あり、地研や集落発達の経過から各地に散在している。このうち急傾斜地崩壊危険区域に指定されたものは、485箇所、670.449haであるが、毎年防災パトロールを実施して状況を把握するとともに、危険性の高いところから、急傾斜地崩壊対策工事等を実施し土砂災害の防止に努めている。</p> <p>2 [略]</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4．土石流対策の推進</p> <p>1．現 況</p> <p>[略]</p> <p>このため1,381箇所、32,840,354haの溪流、山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに砂防ダム、床固工、護岸工事を実施して土砂の扞止、生産抑制、流出土砂の調整等により土砂災害の軽減に努めている。</p> <p>2 [略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>第3章 災害に備えるしくみづくりの推進</p> <p>第14節 情報通信体制の整備</p> <p>【施策体系】[略]</p> <p>【基本方針】[略]</p> <p>【具体的な施策の展開】</p> <p>第1および第2 [略]</p> <p>第3．県防災航空隊の整備</p> <p>[略]</p>	地すべり防止区域指定所管	箇所数	面 積	国土交通省	10箇所	165.544ha	農林水産省農村振興局	2箇所	400.55 ha	農林水産省林野庁	1箇所	79.95 ha	計	13箇所	646.044ha
地すべり防止区域指定所管	箇所数	面 積																													
国土交通省	9箇所	147.214 ha																													
農林水産省農村振興局	2箇所	400.55 ha																													
農林水産省林野庁	1箇所	79.95 ha																													
計	12箇所	615.914 ha																													
地すべり防止区域指定所管	箇所数	面 積																													
国土交通省	10箇所	165.544ha																													
農林水産省農村振興局	2箇所	400.55 ha																													
農林水産省林野庁	1箇所	79.95 ha																													
計	13箇所	646.044ha																													

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前				修正後			
<p>【滋賀県防災航空隊の運航体制】</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4. 臨時ヘリポートの指定地 県下 <u>104箇所(平成17年3月現在)</u></p> <p>5. 大規模災害臨時ヘリポートの指定地 県下 <u>13箇所(平成17年3月現在)</u></p> <p>第4～第6 [略]</p> <p>第15節 [略]</p> <p>第16節 救助・救急、緊急医療体制の充実</p> <p>【施策体系】[略]</p> <p>【基本方針】[略]</p> <p>【具体的な施策の展開】</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2. 災害医療への備え</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 医療資器材の備蓄・調達 [略] <u>さらに、医療用品等の供給体制を確立するために、関係団体（医療機器協会等）との協定を進める。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4. 災害拠点病院の整備 [略]</p> <p>【基幹災害医療センターおよび地域災害医療センター指定病院】</p>				<p>【滋賀県防災航空隊の運航体制】</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4. 臨時ヘリポートの指定地 県下 <u>112箇所(平成22年1月現在)</u></p> <p>5. 大規模災害臨時ヘリポートの指定地 県下 <u>16箇所(平成22年1月現在)</u></p> <p>第4～第6 [略]</p> <p>第15節 [略]</p> <p>第16節 救助・救急、緊急医療体制の充実</p> <p>【施策体系】[略]</p> <p>【基本方針】[略]</p> <p>【具体的な施策の展開】</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2. 災害医療への備え</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 医療資器材の備蓄・調達 [略] <u>また、医療機器、医療ガス等については、それぞれ関係団体と供給に関する協定を締結し、災害時には必要な機材の供給を要請する。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4. 災害拠点病院の整備 [略]</p> <p>【基幹災害医療センターおよび地域災害医療センター指定病院】</p>			
区 分	二次医療圏名	医療機関名	<u>指定(予定)年度</u>	区 分	二次医療圏名	医療機関名	<u>指定年度</u>
基幹災害医療センター		大津赤十字病院	平成8年度	基幹災害医療センター		大津赤十字病院	平成8年度
地域災害医療センター	大津保健医療圏	<u>大津市民病院</u>	<u>平成8年度</u>	地域災害医療センター	大津保健医療圏	<u>大津市民病院</u> <u>滋賀医科大学医学部付属病院</u>	<u>平成8年度</u> <u>平成21年度</u>
"	湖南保健医療圏	済生会滋賀県病院	平成8年度	"	湖南保健医療圏	済生会滋賀県病院	平成8年度
"	"	草津総合病院	平成18年度	"	"	草津総合病院	平成18年度
"	甲賀保健医療圏	公立甲賀病院	<u>-</u>	"	甲賀保健医療圏	公立甲賀病院	<u>平成21年度</u>
"	東近江保健医療圏	近江八幡市立総合医療センター	平成8年度	"	東近江保健医療圏	近江八幡市立総合医療センター	平成8年度
"	湖東保健医療圏	彦根市立病院	平成8年度	"	湖東保健医療圏	彦根市立病院	平成8年度
"	湖北保健医療圏	長浜赤十字病院	平成8年度	"	湖北保健医療圏	長浜赤十字病院	平成8年度
"	湖西保健医療圏	公立高島総合病院	<u>-</u>	"	湖西保健医療圏	公立高島総合病院	<u>平成21年度</u>

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<p>5および6 [略] 第3および第4 [略] 第5 . 救急医療情報システムの整備 [略] 救急医療情報システム端末機設置箇所数 病院 4 1箇所 <u>(平成21年3月31日現在)</u> 消防本部 8箇所 <u>保健所および保健所支所 9箇所</u> 医務薬務課 1箇所</p> <p>第6 [略] 第17節~第21節 [略] 第22節 地震に関する調査研究、観測体制の推進と結果の公表 【施策体系】[略] 【基本方針】[略] 【具体的な施策の展開】 第1. 被害想定調査の実施 [略] 一方、国では、地震防災対策特別措置法に基づき、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、地震調査研究推進本部が設置されており、国内の<u>9.8</u>の主要断層や海溝型地震の東南海・南海地震等について学術的な観点からの評価を順次行っている。 そのため、県（防災危機管理局）では、これらのうち、本県に関する三方・花折断層帯、琵琶湖西岸断層帯、東南海・南海地震等について、国の評価内容に応じて、被害想定等の<u>見直しを行うものとする。</u></p> <p>第2~第4 [略] 第23節 [略]</p> <p>第4章 地域防災を担う人づくりの推進 第24節および第25節 [略] 第26節 自主防災組織の整備（県防災危機管理局、消防本部） 【施策体系】[略] 【基本方針】[略] 【具体的な施策の展開】 第1および第2 [略] 第3 . 活動に対する支援 [略]</p>	<p>5および6 [略] 第3および第4 [略] 第5 . 救急医療情報システムの整備 [略] 救急医療情報システム端末機設置箇所数 病院 4 1箇所 <u>(平成22年3月31日現在)</u> 消防本部 8箇所 <u>保健所 7箇所</u> 医務薬務課 1箇所</p> <p>第6 [略] 第17節~第21節 [略] 第22節 地震に関する調査研究、観測体制の推進と結果の公表 【施策体系】[略] 【基本方針】[略] 【具体的な施策の展開】 第1. 被害想定調査の実施 [略] 一方、国では、地震防災対策特別措置法に基づき、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、地震調査研究推進本部が設置されており、国内の<u>1.1.0</u>の主要断層や海溝型地震の東南海・南海地震等について学術的な観点からの評価を順次行っている。 そのため、県（防災危機管理局）では、これらのうち、本県に関する三方・花折断層帯、琵琶湖西岸断層帯、東南海・南海地震等について、国の評価内容に応じて、被害想定等の<u>調査を行い、平成17年4月に公表した。</u></p> <p>第2~第4 [略] 第23節 [略]</p> <p>第4章 地域防災を担う人づくりの推進 第24節および第25節 [略] 第26節 自主防災組織の整備（県防災危機管理局、消防本部） 【施策体系】[略] 【基本方針】[略] 【具体的な施策の展開】 第1および第2 [略] 第3 . 活動に対する支援 [略]</p>

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前			修正後		
《県の支援措置》 滋賀県自治振興交付金事業（特定事業：自主防災育成） 1. 算入対象品目、算入対象限度額および算入率 （自主防災組織等が事業主体）			《県の支援措置》 滋賀県自治振興交付金事業（特定事業：自主防災組織育成） 1. 交付金の対象となる経費の内容等、算入率および算入限度額		
算入対象品目	算入対象限度額	算入率	交付金の対象となる経費の内容等	算入率	算入限度額
・救助用資機材（携帯用無線機、発電機、投光器、可搬式ウインチ、チェーンソー、エンジンカッター、油圧式ジャッキ等） ・消火用資機材等（組立式水槽、可搬式動力ポンプ、小型動力ポンプ等） ・その他（炊飯装置、資機材庫、掛矢、ヘルメット、法被、手袋、長靴、担架、雨量計等）	1 組織あたり 500千円	1 / 4 以内 （ただし、各組織に対して市町が1 / 4 以上の助成を行うものに限る）	自主防災組織が実施する防災用資機材の整備に要する経費 ただし、事業費の下限は30万円とする （1）算入対象経費は、次のような防災用資機材を整備するために要する経費とする なお燃料及び電池については、ガソリン缶詰等長期保存を目的とした備蓄物資と認められる製品を除き、交付金対象と認めないものとする ア 救助用資機材（携帯用無線機、発電機、投光器、可搬式ウインチ、チェーンソー、エンジンカッター、油圧式ジャッキ等） イ 消火用資機材等（組立式水槽、可搬式動力ポンプ、小型動力ポンプ等） ウ その他（炊飯装置、資機材庫、掛矢、ヘルメット、法被、手袋、長靴、担架、雨量計等） （2）交付金の交付を受けることができるのは、一の自主防災組織についてそれぞれ1回限りとする	算入対象経費の1/4以内 ただし市町が補助する額の1/2以内	50万円
《自主防災組織の現況》（滋賀県地震防災プログラム・しがベンチマークより）			《自主防災組織の現況》（滋賀県地震防災プログラム・しがベンチマークより）		
自主防災組織世帯数 / 総世帯数	平成20年3月末現在		平成21年3月末現在		平成22年度目標
	滋賀県	全国	滋賀県	全国	
	82.3%	71.7%	85.2%	73.5%	
第27節 [略]			第27節 [略]		

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後																																																																
<p>第3編 災害応急対策計画 第1節 災害応急対策の活動体制（各機関） 第1 [略] 第2 県の活動体制 1～3 [略] 4 災害対策本部 地方本部 (1)および(2) [略] (3) 編成組織 [系統図]</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第1節 災害応急対策の活動体制（各機関） 第1 [略] 第2 県の活動体制 1～3 [略] 4 災害対策本部 地方本部 (1)および(2) [略] (3) 編成組織 [系統図]</p>																																																																
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 150px;"></td> <td style="width: 150px; text-align: center;">直轄区域</td> <td style="width: 150px; text-align: center;">大津市</td> </tr> </table>		直轄区域	大津市	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 150px;"></td> <td style="width: 150px; text-align: center;">直轄区域</td> <td style="width: 150px; text-align: center;">大津市</td> </tr> </table>		直轄区域	大津市																																																										
	直轄区域	大津市																																																															
	直轄区域	大津市																																																															
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">滋賀県災害対策本部 県庁内</td> </tr> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">地方連絡部</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">名称</td> <td style="width: 33%;">位置</td> <td style="width: 33%;">連絡先</td> </tr> <tr> <td>東京地方連絡部</td> <td>東京事務所内</td> <td>国の機関等</td> </tr> </table>	滋賀県災害対策本部 県庁内						地方連絡部			名称	位置	連絡先	東京地方連絡部	東京事務所内	国の機関等	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">滋賀県災害対策本部 県庁内</td> </tr> <tr> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">地方連絡部</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">名称</td> <td style="width: 33%;">位置</td> <td style="width: 33%;">連絡先</td> </tr> <tr> <td>東京地方連絡部</td> <td>東京事務所内</td> <td>国の機関等</td> </tr> </table>	滋賀県災害対策本部 県庁内						地方連絡部			名称	位置	連絡先	東京地方連絡部	東京事務所内	国の機関等																																		
滋賀県災害対策本部 県庁内																																																																	
地方連絡部																																																																	
名称	位置	連絡先																																																															
東京地方連絡部	東京事務所内	国の機関等																																																															
滋賀県災害対策本部 県庁内																																																																	
地方連絡部																																																																	
名称	位置	連絡先																																																															
東京地方連絡部	東京事務所内	国の機関等																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">位置</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">区 域</td> </tr> <tr> <td>南部地方本部</td> <td>南部環境・総合事務所</td> <td colspan="2">草津市、守山市 栗東市、野洲市</td> </tr> <tr> <td>甲賀 "</td> <td>甲賀環境・総合事務所</td> <td colspan="2">甲賀市、湖南市</td> </tr> <tr> <td>東近江 "</td> <td>東近江環境・総合事務所</td> <td colspan="2">近江八幡市、東近江市 蒲生郡</td> </tr> <tr> <td>湖東 "</td> <td>湖東環境・総合事務所</td> <td colspan="2">彦根市、愛知郡 犬上郡</td> </tr> <tr> <td>湖北 "</td> <td>湖北環境・総合事務所</td> <td colspan="2">長浜市、米原市 東浅井郡、伊香郡</td> </tr> <tr> <td>高島 "</td> <td>高島環境・総合事務所</td> <td colspan="2">高島市</td> </tr> </table>					名称	位置	区 域		南部地方本部	南部環境・総合事務所	草津市、守山市 栗東市、野洲市		甲賀 "	甲賀環境・総合事務所	甲賀市、湖南市		東近江 "	東近江環境・総合事務所	近江八幡市、東近江市 蒲生郡		湖東 "	湖東環境・総合事務所	彦根市、愛知郡 犬上郡		湖北 "	湖北環境・総合事務所	長浜市、米原市 東浅井郡、伊香郡		高島 "	高島環境・総合事務所	高島市		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">位置</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">区 域</td> </tr> <tr> <td>南部地方本部</td> <td>南部環境・総合事務所</td> <td colspan="2">草津市、守山市 栗東市、野洲市</td> </tr> <tr> <td>甲賀 "</td> <td>甲賀環境・総合事務所</td> <td colspan="2">甲賀市、湖南市</td> </tr> <tr> <td>東近江 "</td> <td>東近江環境・総合事務所</td> <td colspan="2">近江八幡市、東近江市 蒲生郡</td> </tr> <tr> <td>湖東 "</td> <td>湖東環境・総合事務所</td> <td colspan="2">彦根市、愛知郡 犬上郡</td> </tr> <tr> <td>湖北 "</td> <td>湖北環境・総合事務所</td> <td colspan="2">長浜市、米原市</td> </tr> <tr> <td>高島 "</td> <td>高島環境・総合事務所</td> <td colspan="2">高島市</td> </tr> </table>					名称	位置	区 域		南部地方本部	南部環境・総合事務所	草津市、守山市 栗東市、野洲市		甲賀 "	甲賀環境・総合事務所	甲賀市、湖南市		東近江 "	東近江環境・総合事務所	近江八幡市、東近江市 蒲生郡		湖東 "	湖東環境・総合事務所	彦根市、愛知郡 犬上郡		湖北 "	湖北環境・総合事務所	長浜市、米原市		高島 "	高島環境・総合事務所	高島市	
名称	位置	区 域																																																															
南部地方本部	南部環境・総合事務所	草津市、守山市 栗東市、野洲市																																																															
甲賀 "	甲賀環境・総合事務所	甲賀市、湖南市																																																															
東近江 "	東近江環境・総合事務所	近江八幡市、東近江市 蒲生郡																																																															
湖東 "	湖東環境・総合事務所	彦根市、愛知郡 犬上郡																																																															
湖北 "	湖北環境・総合事務所	長浜市、米原市 東浅井郡、伊香郡																																																															
高島 "	高島環境・総合事務所	高島市																																																															
名称	位置	区 域																																																															
南部地方本部	南部環境・総合事務所	草津市、守山市 栗東市、野洲市																																																															
甲賀 "	甲賀環境・総合事務所	甲賀市、湖南市																																																															
東近江 "	東近江環境・総合事務所	近江八幡市、東近江市 蒲生郡																																																															
湖東 "	湖東環境・総合事務所	彦根市、愛知郡 犬上郡																																																															
湖北 "	湖北環境・総合事務所	長浜市、米原市																																																															
高島 "	高島環境・総合事務所	高島市																																																															
<p>[緊急初動対策班体制] [略] (4)および(9) [略] 5 [略] 第3～第5 [略] 第2節 [略] 第3節 相互協力計画（各機関） 第1～第3 [略] 第4 防災関係機関との相互協力 1 県と防災関係機関の協力体制 [略]</p>	<p>[緊急初動対策班体制] [略] (4)および(9) [略] 5 [略] 第3～第5 [略] 第2節 [略] 第3節 相互協力計画（各機関） 第1～第3 [略] 第4 防災関係機関との相互協力 1 県と防災関係機関の協力体制 [略]</p>																																																																

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<div data-bbox="134 248 629 842" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>陸上自衛隊 滋賀県消防長会 滋賀県消防協会 西日本旅客鉄道株式会社 西日本電信電話株式会社 日本赤十字社 西日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 関西電力株式会社 大阪ガス株式会社 近江鉄道株式会社 京阪電気鉄道株式会社 滋賀県バス協会 琵琶湖汽船株式会社 滋賀県トラック協会 滋賀県社会福祉協議会 株式会社オーミマリン</p> </div> <p>2 [略] 3. 県と防災機関との事前協議 (1) [略] (2) 日本放送協会、民間放送各社との協定 災害対策基本法第57条の規定に基づき、昭和54年6月日本放送協会と、同じく昭和54年6月下記の民間放送各社と「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を締結している。この協定は主として災害のため、公衆電気通信設備等によって通信不能または著しく困難な場合において次に掲げる各放送会社に放送を要請するときの手續についてとりきめたものである。 ア．びわ湖放送株式会社 イ．株式会社京都放送</p>	<div data-bbox="1126 248 1621 842" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>陸上自衛隊 滋賀県消防長会 滋賀県消防協会 西日本旅客鉄道株式会社 西日本電信電話株式会社 日本赤十字社 西日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 関西電力株式会社 大阪ガス株式会社 近江鉄道株式会社 京阪電気鉄道株式会社 社団法人滋賀県バス協会 琵琶湖汽船株式会社 社団法人滋賀県トラック協会 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 近江トラベル株式会社</p> </div> <p>2 [略] 3. 県と防災機関との事前協議 (1) [略] (2) 日本放送協会、民間放送各社との協定 災害対策基本法第57条の規定に基づき、昭和54年6月日本放送協会と、同日、平成8年12月1日および平成21年4月15日に下記の民間放送各社と「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を締結している。この協定は主として災害のため、公衆電気通信設備等によって通信不能または著しく困難な場合において次に掲げる各放送会社に放送を要請するときの手續についてとりきめたものである。 ア．びわ湖放送株式会社(昭和54年6月20日締結) イ．株式会社京都放送(昭和54年6月20日締結) ウ．株式会社エフエム滋賀(平成8年12月1日締結) エ．株式会社毎日放送(平成21年4月15日締結) オ．朝日放送株式会社(平成21年4月15日締結) カ．関西テレビ放送株式会社(平成21年4月15日締結) キ．讀賣テレビ放送株式会社(平成21年4月15日締結)</p>

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後																																				
<p>【連絡先】</p> <table border="1"> <tr> <td>日本放送協会大津放送局</td> <td>大津市打出浜 3 - 30</td> <td>電話 077 - 521 - 3074 FAX 077 - 521 - 0785</td> </tr> <tr> <td>びわ湖放送株式会社</td> <td>大津市鶴の里 16 - 1</td> <td>電話 077 - 524 - 6004 FAX 077 - 524 - 0412</td> </tr> <tr> <td>株式会社京都放送滋賀支局</td> <td>大津市京町 4 丁目 3 - 33 滋賀プレスビル</td> <td>電話 077 - 522 - 8317 FAX 077 - 522 - 8355</td> </tr> </table> <p>(3)~(5) [略] 4 [略] 第5および第6 第7 民間との協力</p> <p><u>県および市町ならびに防災関係機関は、その所掌事務に係る民間機関等に対し、地震時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p><u>1. 県と民間機関との事前協議</u></p> <p><u>地震時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は、次のとおり協定を締結し、あるいは事前協議をととのえ協力体制を確立する。</u></p> <p><u>(1) 民間放送局との協定</u></p> <p><u>災害対策基本法第57条の規定に基づき、平成8年12月株式会社エフエム滋賀と「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を締結している。この協定は主として災害のため、公衆電気通信設備等によって通信不能または著しく困難な場合において放送を要請するときの手續きについてとりきめたものである。</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>株式会社エフエム滋賀</u></td> <td><u>大津市西の庄 19 - 10</u> <u>リンクビル</u></td> <td><u>電話 077 - 527 - 0814</u> <u>FAX 077 - 527 - 0840</u></td> </tr> </table> <p><u>(2) 流通事業者との協定</u></p> <p><u>平成8年3月次に掲げる各流通事業者と「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」を締結する。この協定は主として災害が発生した場合の災害救助に必要な物資の調達についてとりきめたものである。</u></p>	日本放送協会大津放送局	大津市打出浜 3 - 30	電話 077 - 521 - 3074 FAX 077 - 521 - 0785	びわ湖放送株式会社	大津市鶴の里 16 - 1	電話 077 - 524 - 6004 FAX 077 - 524 - 0412	株式会社京都放送滋賀支局	大津市京町 4 丁目 3 - 33 滋賀プレスビル	電話 077 - 522 - 8317 FAX 077 - 522 - 8355	<u>株式会社エフエム滋賀</u>	<u>大津市西の庄 19 - 10</u> <u>リンクビル</u>	<u>電話 077 - 527 - 0814</u> <u>FAX 077 - 527 - 0840</u>	<p>【連絡先】</p> <table border="1"> <tr> <td>日本放送協会大津放送局</td> <td>大津市打出浜 3 - 30</td> <td>電話 077 - 521 - 3074 FAX 077 - 521 - 0785</td> </tr> <tr> <td>びわ湖放送株式会社</td> <td>大津市鶴の里 16 - 1</td> <td>電話 077 - 524 - 6004 FAX 077 - 524 - 0412</td> </tr> <tr> <td>株式会社京都放送滋賀支局</td> <td>大津市京町 4 丁目 3 - 33 滋賀プレスビル</td> <td>電話 077 - 522 - 8317 FAX 077 - 522 - 8355</td> </tr> <tr> <td><u>株式会社エフエム滋賀</u></td> <td><u>大津市西の庄 19 番 10 号</u></td> <td><u>電話 077 - 527 - 0814</u> <u>FAX 077 - 527 - 0836</u></td> </tr> <tr> <td><u>株式会社毎日放送</u></td> <td><u>大阪市北区茶屋町 17 番 1 号</u></td> <td><u>電話 06 - 6377 - 4267</u> <u>FAX 06 - 6359 - 3560</u></td> </tr> <tr> <td><u>朝日放送株式会社</u></td> <td><u>大阪市福島区福島一丁目 1 番 30 号</u></td> <td><u>電話 06 - 6457 - 5311</u> <u>FAX 06 - 6458 - 1241</u></td> </tr> <tr> <td><u>関西テレビ株式会社</u></td> <td><u>大阪市北区扇町二丁目 1 番 7 号</u></td> <td><u>電話 06 - 6314 - 8808</u> <u>FAX 06 - 6314 - 8826</u></td> </tr> <tr> <td><u>讀賣テレビ放送株式会社</u></td> <td><u>大阪市中央区城見二丁目 2 番 33 号</u></td> <td><u>電話 06 - 6947 - 2360</u> <u>FAX 06 - 6947 - 7734</u></td> </tr> </table> <p>(3)~(5) [略] 4 [略] 第5および第6 第7 民間との協力</p> <p><u>県および市町ならびに防災関係機関は、その所掌事務に係る民間機関等に対し、地震時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。また、地震時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は事前協議を整え協力体制を確立する。</u></p> <p><u>なお、県は下記参照のとおり協定を締結している。</u></p>	日本放送協会大津放送局	大津市打出浜 3 - 30	電話 077 - 521 - 3074 FAX 077 - 521 - 0785	びわ湖放送株式会社	大津市鶴の里 16 - 1	電話 077 - 524 - 6004 FAX 077 - 524 - 0412	株式会社京都放送滋賀支局	大津市京町 4 丁目 3 - 33 滋賀プレスビル	電話 077 - 522 - 8317 FAX 077 - 522 - 8355	<u>株式会社エフエム滋賀</u>	<u>大津市西の庄 19 番 10 号</u>	<u>電話 077 - 527 - 0814</u> <u>FAX 077 - 527 - 0836</u>	<u>株式会社毎日放送</u>	<u>大阪市北区茶屋町 17 番 1 号</u>	<u>電話 06 - 6377 - 4267</u> <u>FAX 06 - 6359 - 3560</u>	<u>朝日放送株式会社</u>	<u>大阪市福島区福島一丁目 1 番 30 号</u>	<u>電話 06 - 6457 - 5311</u> <u>FAX 06 - 6458 - 1241</u>	<u>関西テレビ株式会社</u>	<u>大阪市北区扇町二丁目 1 番 7 号</u>	<u>電話 06 - 6314 - 8808</u> <u>FAX 06 - 6314 - 8826</u>	<u>讀賣テレビ放送株式会社</u>	<u>大阪市中央区城見二丁目 2 番 33 号</u>	<u>電話 06 - 6947 - 2360</u> <u>FAX 06 - 6947 - 7734</u>
日本放送協会大津放送局	大津市打出浜 3 - 30	電話 077 - 521 - 3074 FAX 077 - 521 - 0785																																			
びわ湖放送株式会社	大津市鶴の里 16 - 1	電話 077 - 524 - 6004 FAX 077 - 524 - 0412																																			
株式会社京都放送滋賀支局	大津市京町 4 丁目 3 - 33 滋賀プレスビル	電話 077 - 522 - 8317 FAX 077 - 522 - 8355																																			
<u>株式会社エフエム滋賀</u>	<u>大津市西の庄 19 - 10</u> <u>リンクビル</u>	<u>電話 077 - 527 - 0814</u> <u>FAX 077 - 527 - 0840</u>																																			
日本放送協会大津放送局	大津市打出浜 3 - 30	電話 077 - 521 - 3074 FAX 077 - 521 - 0785																																			
びわ湖放送株式会社	大津市鶴の里 16 - 1	電話 077 - 524 - 6004 FAX 077 - 524 - 0412																																			
株式会社京都放送滋賀支局	大津市京町 4 丁目 3 - 33 滋賀プレスビル	電話 077 - 522 - 8317 FAX 077 - 522 - 8355																																			
<u>株式会社エフエム滋賀</u>	<u>大津市西の庄 19 番 10 号</u>	<u>電話 077 - 527 - 0814</u> <u>FAX 077 - 527 - 0836</u>																																			
<u>株式会社毎日放送</u>	<u>大阪市北区茶屋町 17 番 1 号</u>	<u>電話 06 - 6377 - 4267</u> <u>FAX 06 - 6359 - 3560</u>																																			
<u>朝日放送株式会社</u>	<u>大阪市福島区福島一丁目 1 番 30 号</u>	<u>電話 06 - 6457 - 5311</u> <u>FAX 06 - 6458 - 1241</u>																																			
<u>関西テレビ株式会社</u>	<u>大阪市北区扇町二丁目 1 番 7 号</u>	<u>電話 06 - 6314 - 8808</u> <u>FAX 06 - 6314 - 8826</u>																																			
<u>讀賣テレビ放送株式会社</u>	<u>大阪市中央区城見二丁目 2 番 33 号</u>	<u>電話 06 - 6947 - 2360</u> <u>FAX 06 - 6947 - 7734</u>																																			

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後																		
<p>ア．株式会社西友 イ．株式会社平和堂 ウ．株式会社マイカル近江八幡サティ エ．ジャスコ株式会社近畿カンパニー（ 現在社名は、イオン株式会社西日本カンパニー） オ．株式会社 草津近鉄百貨店（ 現在社名は、株式会社中部近鉄百貨店） カ．株式会社 ユーストア 【連絡先】</p> <table border="1" data-bbox="165 410 1072 767"> <tr> <td>株式会社西友</td> <td>東京都北区赤羽 2 - 2 - 1</td> <td>電話 03 - 3598 - 7610 F A X 03 - 3598 - 7749</td> </tr> <tr> <td>株式会社平和堂</td> <td>彦根市小泉町 31</td> <td>電話 0749 - 26 - 9610 F A X 0749 - 24 - 3005</td> </tr> <tr> <td>株式会社マイカル 近江八幡サティ</td> <td>近江八幡市鷹飼町 500 - 3</td> <td>電話 0748 - 38 - 0330 F A X 0748 - 38 - 0261</td> </tr> <tr> <td>イオン株式会社 西日本カンパニー</td> <td>大阪市福島区海老江 1 - 1 - 23</td> <td>電話 06 - 457 - 6111 F A X 06 - 457 - 6200</td> </tr> <tr> <td>株式会社中部近鉄百貨店</td> <td>草津市渋川 1 丁目 1 - 50</td> <td>電話 077 - 561 - 3515 F A X 077 - 561 - 3504</td> </tr> <tr> <td>株式会社ユーストア</td> <td>滋賀県草津市大宮 2267-1</td> <td>電話 0567 - 26 - 1322 F A X 0567 - 25 - 1925</td> </tr> </table>	株式会社西友	東京都北区赤羽 2 - 2 - 1	電話 03 - 3598 - 7610 F A X 03 - 3598 - 7749	株式会社平和堂	彦根市小泉町 31	電話 0749 - 26 - 9610 F A X 0749 - 24 - 3005	株式会社マイカル 近江八幡サティ	近江八幡市鷹飼町 500 - 3	電話 0748 - 38 - 0330 F A X 0748 - 38 - 0261	イオン株式会社 西日本カンパニー	大阪市福島区海老江 1 - 1 - 23	電話 06 - 457 - 6111 F A X 06 - 457 - 6200	株式会社中部近鉄百貨店	草津市渋川 1 丁目 1 - 50	電話 077 - 561 - 3515 F A X 077 - 561 - 3504	株式会社ユーストア	滋賀県草津市大宮 2267-1	電話 0567 - 26 - 1322 F A X 0567 - 25 - 1925	
株式会社西友	東京都北区赤羽 2 - 2 - 1	電話 03 - 3598 - 7610 F A X 03 - 3598 - 7749																	
株式会社平和堂	彦根市小泉町 31	電話 0749 - 26 - 9610 F A X 0749 - 24 - 3005																	
株式会社マイカル 近江八幡サティ	近江八幡市鷹飼町 500 - 3	電話 0748 - 38 - 0330 F A X 0748 - 38 - 0261																	
イオン株式会社 西日本カンパニー	大阪市福島区海老江 1 - 1 - 23	電話 06 - 457 - 6111 F A X 06 - 457 - 6200																	
株式会社中部近鉄百貨店	草津市渋川 1 丁目 1 - 50	電話 077 - 561 - 3515 F A X 077 - 561 - 3504																	
株式会社ユーストア	滋賀県草津市大宮 2267-1	電話 0567 - 26 - 1322 F A X 0567 - 25 - 1925																	
<p>(3) 株式会社オーミマリンとの協定 平成 8 年 3 月株式会社オーミマリンと「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定」を締結している。この協定は主として災害が発生した場合、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な客船等の応援についてとりきめたものである。 【連絡先】</p> <table border="1" data-bbox="165 932 1093 1018"> <tr> <td>株式会社オーミマリン</td> <td>彦根市安清町 11 - 12</td> <td>電話 0749 - 22 - 3310 F A X 0749 - 22 - 4411</td> </tr> </table>	株式会社オーミマリン	彦根市安清町 11 - 12	電話 0749 - 22 - 3310 F A X 0749 - 22 - 4411																
株式会社オーミマリン	彦根市安清町 11 - 12	電話 0749 - 22 - 3310 F A X 0749 - 22 - 4411																	
<p>(4) (社) プレハブ建築協会との協定 平成 8 年 3 月社団法人プレハブ建築協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結している。この協定は主として災害が発生した場合、滋賀県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅の建設についてとりきめたものである。 【連絡先】</p> <table border="1" data-bbox="165 1182 1099 1262"> <tr> <td>(社) プレハブ建築協会</td> <td>東京都千代田区霞ヶ関 3 - 2 - 6 東京倶楽部ビル</td> <td>電話 03 - 3502 - 9451 F A X 03 - 3502 - 9455</td> </tr> </table>	(社) プレハブ建築協会	東京都千代田区霞ヶ関 3 - 2 - 6 東京倶楽部ビル	電話 03 - 3502 - 9451 F A X 03 - 3502 - 9455																
(社) プレハブ建築協会	東京都千代田区霞ヶ関 3 - 2 - 6 東京倶楽部ビル	電話 03 - 3502 - 9451 F A X 03 - 3502 - 9455																	
<p>(5) 滋賀県建設業協会との協定 平成 8 年 3 月滋賀県建設業協会と「災害時における土木資機材労力等の応援に関する協定」を締結している。この協定は主として災害が発生した場合、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な土木資機材労力等の応援および応急仮設住宅の建設等についてとりきめたものである。</p>																			

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後															
<p>【連絡先】</p> <table border="1" data-bbox="152 248 1099 331"> <tr> <td>滋賀県建設業協会</td> <td>大津市におの浜1丁目1-18</td> <td>電話 077-522-3232 F A X 077-522-7743</td> </tr> </table> <p>(6) 滋賀県警備業協会との協定 平成8年3月滋賀県警備業協会と「災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定」を締結している。この協定は主として災害が発生した場合、滋賀県地域防災計画に基づき災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協力についてとりきめたものである。</p> <p>【連絡先】</p> <table border="1" data-bbox="152 504 1099 595"> <tr> <td>滋賀県警備業協会</td> <td>大津市京町4丁目4-23 安田生命ビル5階</td> <td>電話 077-523-5447 F A X 077-524-1169</td> </tr> </table> <p>(7) (社) 滋賀県測量設計技術協会との協定 平成15年8月社団法人滋賀県測量設計技術協会と「災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定書」を締結している。この協定は主として、災害時における土木施設の被害状況調査の応援を社会貢献活動として実施することを定めたものである。</p> <p>【連絡先】</p> <table border="1" data-bbox="152 762 1099 858"> <tr> <td>社団法人滋賀県 測量設計技術協会</td> <td>大津市京町4丁目3-38 滋賀合同ビル5階</td> <td>電話 077-521-6610 FAX 077-521-6546</td> </tr> </table> <p>(8) 滋賀県環境整備事業協同組合および湖北環境協同組合との協定 平成16年1月滋賀県環境整備事業協同組合および湖北環境協同組合と「無償団体救援協定書（災害一般廃棄物の収集運搬）」をそれぞれ締結している。 この協定は主として、災害が発生した場合のし尿、浄化槽汚泥その他災害に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬に関して協力関係を定めたものである。</p> <p>【連絡先】</p> <table border="1" data-bbox="152 1054 1099 1209"> <tr> <td>滋賀県環境整備事業協同組合</td> <td>大津市梅林1丁目15-30</td> <td>電話 077-521-6610 FAX 077-521-6546</td> </tr> <tr> <td>湖北環境協同組合</td> <td>長浜市永久寺町463-1</td> <td>電話 0749-62-9528 FAX 0749-62-9528</td> </tr> </table> <p>(9) 株式会社ファミリーマートとの協定 平成16年11月株式会社ファミリーマートと「災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定」を締結している。この協定は主として、地震等による大規模災害が発生した場合に、応急生活物資の供給および徒歩での帰宅者（帰宅困難者）に対する支援について相互に協力することを定めたものである。</p> <p>【連絡先】</p>	滋賀県建設業協会	大津市におの浜1丁目1-18	電話 077-522-3232 F A X 077-522-7743	滋賀県警備業協会	大津市京町4丁目4-23 安田生命ビル5階	電話 077-523-5447 F A X 077-524-1169	社団法人滋賀県 測量設計技術協会	大津市京町4丁目3-38 滋賀合同ビル5階	電話 077-521-6610 FAX 077-521-6546	滋賀県環境整備事業協同組合	大津市梅林1丁目15-30	電話 077-521-6610 FAX 077-521-6546	湖北環境協同組合	長浜市永久寺町463-1	電話 0749-62-9528 FAX 0749-62-9528	
滋賀県建設業協会	大津市におの浜1丁目1-18	電話 077-522-3232 F A X 077-522-7743														
滋賀県警備業協会	大津市京町4丁目4-23 安田生命ビル5階	電話 077-523-5447 F A X 077-524-1169														
社団法人滋賀県 測量設計技術協会	大津市京町4丁目3-38 滋賀合同ビル5階	電話 077-521-6610 FAX 077-521-6546														
滋賀県環境整備事業協同組合	大津市梅林1丁目15-30	電話 077-521-6610 FAX 077-521-6546														
湖北環境協同組合	長浜市永久寺町463-1	電話 0749-62-9528 FAX 0749-62-9528														

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前			修正後
株式会社 ファミリーマート	東京都豊島区東池袋 4丁目26-10	電話 03-3989-7600	
<p>(10) (社) 滋賀県宅地建物取引業協会および(社) 全日本不動産協会滋賀県本部との協定 平成16年12月(社) 滋賀県宅地建物取引業協会および(社) 全日本不動産協会滋賀県本部と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結している。この協定は主として災害が発生した場合、滋賀県地域防災計画に基づき、迅速かつ効果的に民間の賃貸住宅の空き室情報の提供等を行うために、事前に協力関係を定めたものである。</p> <p>【連絡先】</p>			
社団法人滋賀県 宅地建物取引業協会	大津市京町3丁目1-3	電話 077-524-5456 F A X 077-525-5877	
社団法人全日本不動産協会滋賀県本部	大津市梅林1丁目3-25	電話 077-523-5151 F A X 077-523-5259	
<p>(11) 株式会社ノエビアとの協定 平成17年1月株式会社ノエビアと「災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定」を締結している。この協定は主として、災害が発生した場合、医薬品、衛生材料および医療従事者等を被災地周辺に搬送するための航空輸送手段を確保したものである。</p> <p>【連絡先】</p>			
株式会社ノエビア	兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目13-1	電話 0748-23-6011 F A X 0748-23-7941	
<p>(12) コンビニエンスストア・外食事業者との協定 平成17年2月に、関西広域連携協議会が関西2府5県3政令市を代表して「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結している。この協定は主として、地震等の災害が発生し、交通が途絶した場合の帰宅困難者に対する支援について相互に協力することを定めたものである。</p> <p>関西広域機構（KU）構成自治体 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市</p> <p>コンビニエンスストア・外食事業者 株式会社ローソン、株式会社セブン-イレブン、株式会社ファミリーマート、株式会社エーエム・ピーエム・近鉄、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ココストア、国分グローサースチェーン株式会社、株式会社ミニストップ、株式会社ポプラ、株式会社チコマート、株式会社吉野家ディー・アンド・シー、株式会社ジャパン、株式会社イデア・リンク、株式会社ストロベリーコーンズ、株式会社吉番屋、株式会社スギ薬局、株式会社ダスキン、株式会社コタカファーマシー (株)モスフードサービス、(株)セブン&アイ・フードシステムズ、ロイヤル関西(株)</p>			

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後		
<p>(13) <u>社団法人日本アマチュア無線連盟滋賀県支部との協定</u> <u>平成18年4月に、社団法人日本アマチュア無線連盟滋賀県支部と「アマチュア無線による災害時応援協定」を締結している。この協定は主として、災害時における情報の収集および伝達について協力することを定めている。</u> <u>【連絡先】</u></p> <table border="1" data-bbox="197 352 911 435"> <tr> <td data-bbox="197 352 629 435">社団法人日本アマチュア無線連盟滋賀県支部</td> <td data-bbox="629 352 911 435">滋賀県支部長（宅） " 副支部長（宅）</td> </tr> </table> <p>(14) <u>三笠コカ・コーポロトリング株式会社との協定</u> <u>平成19年7月に、三笠コカ・コーポロトリング株式会社と「災害時における飲料も提供協力にする協定」を締結した。</u></p> <p>(15) <u>特定非営利法人日本レスキュー協会との協定</u> <u>平成19年12月に、特定非営利法人日本レスキュー協会と「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」を締結した。</u></p> <p>(16) (社) <u>滋賀県電業協会との協定</u> <u>平成20年3月に、(社) 滋賀県電業協会と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」を締結した。</u></p> <p>(17) (社) <u>滋賀県下水道管路維持協会との協定</u> <u>平成20年3月に、(社) 滋賀県下水道管路維持協会と「地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定」を締結した。</u></p> <p>(18) (社) <u>滋賀県造園協会との協定</u> <u>平成20年5月に、(社) 滋賀県造園協会と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」を締結した。</u></p> <p>(19) <u>京都医療機器協会との協定</u> <u>平成20年10月に、京都医療機器協会と「災害時における医療機器等の供給に関する協定」を締結した。</u></p> <p>(20) <u>有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部滋賀県支部との協定</u> <u>平成20年10月に有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部滋賀県支部と「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」を締結した。</u></p> <p>(21) (株) <u>ローソン、NPO 法人コメリ災害対策センターとの協定</u> <u>平成20年10月に、京都医療機器協会と「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結した。</u></p> <p>(22) (社) <u>隊友会滋賀県隊友会（自衛隊滋賀地方協力本部）との協定</u> <u>平成21年1月に、(社) 隊友会滋賀県隊友会（自衛隊滋賀地方協力本部）と「緊急事態における隊友会の支援に関する基本協定」を締結した。</u></p>	社団法人日本アマチュア無線連盟滋賀県支部	滋賀県支部長（宅） " 副支部長（宅）	
社団法人日本アマチュア無線連盟滋賀県支部	滋賀県支部長（宅） " 副支部長（宅）		

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<p>(23) 朝日航洋(株)、中日本航空(株)、四国航空(株)との協定 平成21年2月に、朝日航洋(株)、中日本航空(株)、四国航空(株)と「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」を締結した。</p> <p>(24) (株)セブン・イレブン・ジャパンとの協定 平成21年3月に、(株)セブン・イレブン・ジャパンと「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結した。</p> <p>(25) 朝日放送(株)、関西テレビ(株)、(株)毎日放送、読売テレビ(株)との協定 平成21年4月に、朝日放送(株)、関西テレビ(株)、(株)毎日放送、読売テレビ(株)と「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を締結した。</p> <p>[参照]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づく通信施設の利用等に関する協定・・・・・・・・・・(参考8) ・災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定・・・・・・・・・・(参考9) ・緊急警報放送の放送要請に関する覚書・・・・・・・・・・(参考10) ・災害救助法による救助等に関する委託契約書・・・・・・・・・・(参考12) ・近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定・・・・・・・・・・(参考14) ・災害応援に関する協定書(中部9県1市)・・・・・・・・・・(参考15) ・全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定・・・・・・・・・・(参考16(1)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(滋賀県生活協同組合連合会)・・・・・・・・・・(参考23(1)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社西友)・・・・・・・・・・(参考23(2)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社平和堂)・・・・・・・・・・(参考23(3)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社マイカル近江八幡サティ)・・・・・・・・・・(参考23(4)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(ジャスコ株式会社近畿カンパニー)・・・・・・・・・・(参考23(5)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社草津近鉄百貨店)・・・・・・・・・・(参考23(6)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社ユーストア)・・・・・・・・・・(参考23(7)) ・災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定書 (滋賀県トラック協会)・・・・・・・・・・(参考25) ・災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定書 (滋賀県漁業協同組合連合会)・・・・・・・・・・(参考26) ・災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書 (琵琶湖汽船株式会社)・・・・・・・・・・(参考27(1)) ・災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書 (株式会社オーミマリン)・・・・・・・・・・(参考27(2)) ・災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書(プレハブ建築協会)・・・・・・・・・・(参考28) ・災害時における応急救助活動への応援に関する協定書(滋賀県建設業協会)・・・・・・・・・・(参考29(1)) ・災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定 (滋賀県警備業協会)・・・・・・・・・・(参考31(1)) ・災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定書 (株式会社ファミリーマート)・・・・・・・・・・(参考32) ・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書 (株式会社ローソン、株式会社セブン・イレブン、株式会社ファミリーマート、 株式会社エーエム・ピーエム、近鉄、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ココストア、 	<p>[参照]</p> <p>国との協議に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における彦根地方気象台職員の滋賀県への派遣に関する取り決め (参考13) ・災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定 (滋賀農政事務所) (参考14(1)) ・災害時等における応急食糧の緊急引渡し取扱要領(近畿地方整備局) (参考14(2)) ・災害時の応援に関する申し合わせ(近畿地方整備局) (参考15) <p>都道府県との協議に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部9県1市の災害時等の応援に関する協定 (参考16(1)) ・中部9県1市の災害時等の応援に関する協定実施細則 (参考16(2)) ・近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定 (参考17(1)) ・近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定実施細目 (参考17(2)) ・全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定 (参考18(1)) ・全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定実施細目 (参考18(2)) ・岐阜県・滋賀県航空消防防災相互応援協定 (参考19(1)) ・三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定 (参考19(2)) ・滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定 (参考19(3)) ・福井県・滋賀県航空消防防災相互応援協定 (参考19(4)) <p>消防体制の協議に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県広域消防相互応援協定 (参考20) ・滋賀県下消防団広域相互応援協定 (参考21) <p>通信施設の利用に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づく通信施設の利用等に関する協定(滋賀県警察本部) (参考22(1)) ・災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定(西日本旅客鉄道株式会社) (参考22(2)) ・災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定(東海旅客鉄道株式会社) (参考22(3)) ・アマチュア無線による災害時応援協定(社団法人日本アマチュア無線連盟滋賀県支部) (参考23) <p>放送要請・報道要請に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定(日本放送協会、びわ湖放送株式会社、

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<p>国分グローサースチェーン株式会社、株式会社ミニストップ、株式会社ポプラ、株式会社チコマート、株式会社吉野家ディー・アンド・シー、株式会社ジャパン、株式会社アイデア・リンク、株式会社ストロベリーコーンズ、株式会社吉番屋、株式会社スギ薬局、株式会社ダスキン）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（参考 33）</p> <p>・災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定書 （社団法人全日本不動産協会滋賀県本部）・・・・・・・・・・（参考 34（1））</p> <p>・災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定書 （社団法人滋賀県宅地建物取引業協会）・・・・・・・・・・（参考 34（2））</p> <p>・災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定書 （社団法人滋賀県測量設計技術協会）・・・・・・・・・・（参考 35）</p> <p>・アマチュア無線による災害時応援協定（社団法人日本アマチュア無線連盟滋賀県支部）（参考 36）</p> <p>・災害時における一般廃棄物の収集運搬にかかる無償団体救援協定書 （滋賀県環境整備事業協同組合）・・・・・・・・・・（参考 40（1））</p> <p>・災害時における一般廃棄物の収集運搬にかかる無償団体救援協定書 （湖北環境協同組合）・・・・・・・・・・（参考 40（2））</p> <p>・災害時の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局企画部長）・・・・・・・・・・（参考 41）</p> <p>・災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定書（株式会社ノエビア）・・・・・・・・・・（参考 44）</p>	<p>株式会社近畿放送、株式会社エフエム滋賀）（参考 24（1））</p> <p>・災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、読賣テレビ放送株式会社）（参考 24（2））</p> <p>・緊急警報放送の放送要請に関する覚書（日本放送協会）（参考 25）</p> <p>・災害時等における報道要請に関する協定（株式会社朝日新聞社、株式会社大塚新聞社、社団法人共同通信社、株式会社読者新聞社、株式会社産経新聞社、株式会社時事通信社、株式会社毎日新聞社、株式会社毎日新聞）（参考 26（1））</p> <p>・災害時等における報道要請に関する協定（朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、読賣テレビ放送株式会社）（参考 26（2））</p> <p>帰宅困難者の支援に関するもの</p> <p>・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定（株式会社ローソン）（参考 27（1））</p> <p>・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定（株式会社セブン・イレブン・ジャパン等）（参考 27（2））</p> <p>・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定（株式会社ジャパン等）（参考 27（3））</p> <p>・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定（株式会社吉番屋等）（参考 27（4））</p> <p>・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定（株式会社ダスキン）（参考 27（5））</p> <p>・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定（株式会社ユタカファーマシー）（参考 27（6））</p> <p>・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定（株式会社モスフードサービス）（参考 27（7））</p> <p>・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定（株式会社セブン&アイフードシステムズ）（参考 27（8））</p> <p>・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定（ロイヤル関西株式会社）（参考 27（9））</p> <p>・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定（サトレストレンシステムズ株式会社）（参考 27（10））</p> <p>・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定（株式会社九カプラス）（参考 27（11））</p> <p>・災害時における応急生汚物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定（株式会社ファミリーマート）（参考 28）</p> <p>物資の調達に関するもの</p> <p>・災害時における応急生汚物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定（株式会社ファミリーマート）（参考 28）</p> <p>・災害救助に必要な物資の調達に関する協定（滋賀県生活協同組合連合会）（参考 29（1））</p> <p>・災害救助に必要な物資の調達に関する協定（合同会社西友（旧；株式会社西友））（参考 29（2））</p> <p>・災害救助に必要な物資の調達に関する協定（株式会社平和堂）（参考 29（3））</p> <p>・災害救助に必要な物資の調達に関する協定 （株式会社マイカル（旧；株式会社ニチイ近江））（参考 29（4））</p> <p>・災害救助に必要な物資の調達に関する協定 （イオンリテール株式会社（旧；ジャスコ株式会社））（参考 29（5））</p> <p>・災害救助に必要な物資の調達に関する協定 （株式会社中部百貨店（旧；株式会社草津近鉄百貨店））（参考 29（6））</p> <p>・災害救助に必要な物資の調達に関する協定（ユニー株式会社（旧；株式会社ユーストア））（参考 29（7））</p> <p>・災害救助に必要な物資の調達に関する協定（NPO法人コメリ災害対策センター）（参考 29（8））</p> <p>・災害救助に必要な物資の調達に関する協定（株式会社ローソン）（参考 29（9））</p> <p>・災害救助に必要な物資の調達に関する協定（株式会社セブン・イレブン・ジャパン）（参考 29（10））</p> <p>・災害時における飲料の提供協力に関する協定 （コカ・コーラウエスト株式会社（旧；三笠コカ・コーラボトリング株式会社））（参考 30（1））</p> <p>・災害時における飲料の提供協力に関する協定運用要領 （コカ・コーラウエスト株式会社（旧；三笠コカ・コーラボトリング株式会社））（参考 30（2））</p>

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
	<p><u>ヘリコプターによる人員・物資の搬送に関するもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定（株式会社ノエビア）（参考 31（1）） ・災害時におけるヘリコプターの応援に関する実施要領（株式会社ノエビア）（参考 31（2）） ・災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定 （朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社、四国航空株式会社）（参考 32（1）） ・災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する細目協定 （朝日航洋株式会社、中日本航空株式会社、四国航空株式会社）（参考 32（2）） <p><u>車両・船舶による人員・物資の搬送に関するもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における物資等の輸送に必要な事業用自庫車の応援に関する協定（滋賀県トラック協会）（参考 33） ・災害時における物資等の輸送に必要な船舶の応援に関する協定（滋賀県漁業協同組合連合会）（参考 34） ・災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定（琵琶湖汽船株式会社）（参考 35（1）） ・災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定 （近江トラベル株式会社（旧；株式会社オーミマリン））（参考 35（2）） <p><u>医療救護活動・医薬品等の供給に関するもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法による救助等に関する委託契約（日本赤十字社滋賀県支部）（参考 36） ・災害時の医療救護活動に関する協定（社団法人滋賀県医師会、社団法人滋賀県歯科医師会、社団法人滋賀県看護協会、滋賀県薬剤師会、滋賀県歯科医師会、県内災害拠点病院）（参考 37） ・災害時における医薬品等の供給に関する協定（社団法人滋賀県医薬品卸協会）（参考 38） ・災害時における医療ガス等の供給に関する協定 （有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会 近畿地域或本部滋賀県支部）（参考 39） ・災害時における医療機器等の供給に関する協定（京都医療機器協会）（参考 40） <p><u>応急仮設住宅に関するもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（社団法人プレハブ建築協会）（参考 41） ・災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定（社団法人全日本不動産協会滋賀県本部）（参考 42（1）） ・災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定（社団法人滋賀県宅地建物取引業協会）（参考 42（2）） <p><u>災害廃棄物に関するもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無償団体救援協定（災害一般廃棄物の収集運搬）（滋賀県環境整備事業協同組合）（参考 43（1）） ・無償団体救援協定（災害一般廃棄物の収集運搬）（湖北環境協同組合）（参考 43（2）） <p><u>被災者生活衛生に関するもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における被災者に対する旅館・ホテルの入浴施設の提供に関する協定書 （滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合）（参考 44） <p><u>救出救助や応急対策、施設復旧等に関するもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急救援活動への応援に関する協定（社団法人滋賀県建設業協会）（参考 45（1）） ・災害時における応急救援活動への応援に関する細目協定（社団法人滋賀県建設業協会）（参考 45（2）） ・災害時における応急救援活動への応援に関する協定（社団法人滋賀県造園協会）（参考 45（3）） ・災害時における応急救援活動への応援に関する協定実施細目（社団法人滋賀県造園協会）（参考 45（4）） ・災害時における応急救援活動への応援に関する協定（社団法人滋賀県電業協会）（参考 45（5）） ・災害時における応急救援活動への応援に関する協定実施細目（社団法人滋賀県電業協会）（参考 45（6））

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後																								
<p>第4節 自衛隊災害派遣計画 第1および第2 [略] 第3 . 災害派遣要請 1 災害派遣要請者および要請先 (1) [略] (2) 要請先 陸上自衛隊今津駐屯地司令である第3戦車大隊を優先として、次により要請する。</p> <table border="1" data-bbox="159 767 1043 1150"> <thead> <tr> <th>優先順</th> <th>自衛隊の部隊等の長名</th> <th>所在地</th> <th>電話等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>今津駐屯地司令である第3戦車大隊長(以下「第3戦車大隊長(今津駐屯地司令)という。」) (窓口：第3係)</td> <td>滋賀県高島市今津町平郷</td> <td>NTT：0740-22-2581 (内線：235・237) 防災無線：171 INS：0740-22-8048 自衛隊防災用携帯電話：090-4030-1119</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大津駐屯地司令である第2教育団長(以下「第2教育団長(大津駐屯地司令)という。」) (窓口：訓練科)</td> <td>滋賀県大津市際川1-1-1</td> <td>NTT：077-523-0034 (内線：230・232) 防災無線：100-862</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略] 第4～第9 [略] 第10 . 災害派遣部隊の活動要領 1 [略] 2 . 地震時における措置 (1)～(6) [略] 【大津市域で震度7程度の地震が発生した場合】 (7) 陸上自衛隊第2教育団長(大津駐屯地司令)は、直ちに連絡班を県庁に派遣し県本部の設置状況を確認する。 [略]</p>	優先順	自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話等	1	今津駐屯地司令である第3戦車大隊長(以下「第3戦車大隊長(今津駐屯地司令)という。」) (窓口：第3係)	滋賀県高島市今津町平郷	NTT：0740-22-2581 (内線：235・237) 防災無線：171 INS：0740-22-8048 自衛隊防災用携帯電話：090-4030-1119	2	大津駐屯地司令である第2教育団長(以下「第2教育団長(大津駐屯地司令)という。」) (窓口：訓練科)	滋賀県大津市際川1-1-1	NTT：077-523-0034 (内線：230・232) 防災無線：100-862	<p>・災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定(社団法人滋賀県警備業協会)(参考46(1)) ・災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定細目(社団法人滋賀県警備業協会)(参考46(2)) ・災害時における災害救助犬の出動に関する協定(特定非営利活動法人日本レスキュー協会)(参考47(1)) ・災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目(特定非営利活動法人日本レスキュー協会)(参考47(2)) ・緊急事態における隊友会の支援に関する基本協定(社団法人隊友会滋賀県隊友会)(参考48) ・災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定(社団法人滋賀県測量計測技術協会)(参考49) ・地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定(社団法人滋賀県下水道管路維持協会)(参考50) ・災害時における水道施設の応急復旧の応援協定(社団法人滋賀県管工事業協同組合連合会)(参考51) ・災害時等における相互協力に関する協定(西日本高専郵務株式会社)(参考52) ・災害時等における相互協力に関する協定(中日本高専郵務株式会社)(参考53)</p> <p>第4節 自衛隊災害派遣計画 第1および第2 [略] 第3 . 災害派遣要請 1 災害派遣要請者および要請先 (1) [略] (2) 要請先 陸上自衛隊今津駐屯地司令である第3戦車大隊を優先として、次により要請する。</p> <table border="1" data-bbox="1153 767 2038 1150"> <thead> <tr> <th>優先順</th> <th>自衛隊の部隊等の長名</th> <th>所在地</th> <th>電話等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>今津駐屯地司令である第3戦車大隊長(以下「第3戦車大隊長(今津駐屯地司令)という。」) (窓口：第3係)</td> <td>滋賀県高島市今津町平郷</td> <td>NTT：0740-22-2581 (内線：235・236) 防災無線：171 INS：0740-22-8048 自衛隊防災用携帯電話：090-4030-1119</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大津駐屯地司令である中部方面混成団長(以下「中部方面混成団長(大津駐屯地司令)という。」) (窓口：訓練科)</td> <td>滋賀県大津市際川1-1-1</td> <td>NTT：077-523-0034 (内線：230・232) 防災無線：100-862</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略] 第4～第9 [略] 第10 . 災害派遣部隊の活動要領 1 [略] 2 . 地震時における措置 (1)～(6) [略] 【大津市域で震度7程度の地震が発生した場合】 (7) 陸上自衛隊中部方面混成団長(大津駐屯地司令)は、直ちに連絡班を県庁に派遣し県本部の設置状況を確認する。 [略]</p>	優先順	自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話等	1	今津駐屯地司令である第3戦車大隊長(以下「第3戦車大隊長(今津駐屯地司令)という。」) (窓口：第3係)	滋賀県高島市今津町平郷	NTT：0740-22-2581 (内線：235・236) 防災無線：171 INS：0740-22-8048 自衛隊防災用携帯電話：090-4030-1119	2	大津駐屯地司令である中部方面混成団長(以下「中部方面混成団長(大津駐屯地司令)という。」) (窓口：訓練科)	滋賀県大津市際川1-1-1	NTT：077-523-0034 (内線：230・232) 防災無線：100-862
優先順	自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話等																						
1	今津駐屯地司令である第3戦車大隊長(以下「第3戦車大隊長(今津駐屯地司令)という。」) (窓口：第3係)	滋賀県高島市今津町平郷	NTT：0740-22-2581 (内線：235・237) 防災無線：171 INS：0740-22-8048 自衛隊防災用携帯電話：090-4030-1119																						
2	大津駐屯地司令である第2教育団長(以下「第2教育団長(大津駐屯地司令)という。」) (窓口：訓練科)	滋賀県大津市際川1-1-1	NTT：077-523-0034 (内線：230・232) 防災無線：100-862																						
優先順	自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話等																						
1	今津駐屯地司令である第3戦車大隊長(以下「第3戦車大隊長(今津駐屯地司令)という。」) (窓口：第3係)	滋賀県高島市今津町平郷	NTT：0740-22-2581 (内線：235・236) 防災無線：171 INS：0740-22-8048 自衛隊防災用携帯電話：090-4030-1119																						
2	大津駐屯地司令である中部方面混成団長(以下「中部方面混成団長(大津駐屯地司令)という。」) (窓口：訓練科)	滋賀県大津市際川1-1-1	NTT：077-523-0034 (内線：230・232) 防災無線：100-862																						

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<p>第5節および第6節 [略] 第7節 情報連絡計画（各機関） 第1および第2 [略] 第3 地震および災害に関する情報の収集および伝達 1および2 [略] 3 地象、水象に関する情報の伝達について (1)および(2) [略] (3)情報の伝達系統 地震情報の経路図は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>[情報伝達経路図]</p>	<p>第5節および第6節 [略] 第7節 情報連絡計画（各機関） 第1および第2 [略] 第3 地震および災害に関する情報の収集および伝達 1および2 [略] 3 地象、水象に関する情報の伝達について (1)および(2) [略] (3)情報の伝達系統 地震情報の経路図は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>[情報伝達経路図]</p>

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後																														
<p>(注) 防災危機管理局から各環境・総合事務所、市町、消防本部等への地震情報の音声及びFAXの伝達方法 勤務時間内の場合 防災行政無線FAXおよび音声一斉により伝達する。 勤務時間外の場合 防災行政無線FAXを一斉指令装置により自動送出し、音声による伝達は防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿直者に伝達する。</p> <p>4～8 [略] 第4 [略] 第8節 [略] 第9節 警備計画（県警察本部） 第1 [略] 第2 大地震発生時の措置 1. [略] 2 警備体制 (1)および(2) [略] (3) 災害警備本部の設置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【大津市域を除く県内で震度7程度の地震が発生した場合】 <u>県警察本部に県警備本部を設置するほか、被災地を管轄する警察署等に署警備本部を設置する。</u> 【大津市域で震度7程度の地震が発生した場合】 <u>警察施設等に県警備本部を設置するほか、被災地を管轄する警察署等に署警備本部を設置する。</u></p> </div> <p>(4) 県警備本部の編成及び任務内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">本部長</th> <th style="width: 5%;">副本部長</th> <th style="width: 5%;">幕僚</th> <th style="width: 10%;">班名</th> <th style="width: 10%;">班長</th> <th style="width: 60%;">任務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">警察本部長</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td style="text-align: center;">総括班</td> <td style="text-align: center;">警備第二課長</td> <td>1.警備本部の運営、各班の調整に関する事。 2.警備対策の総括指揮に関する事。 3.警察庁、管区警察局等への報告・連絡に関する事。 4.他府県警察に対する援助要請に関する事。 5.県災害対策本部等関係機関との連絡・調整に関する事。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実施班</td> <td style="text-align: center;">(兼)警備第二課長</td> <td>1.警備部隊の招集、編成配置運用に関する事。 2.負傷者の救出救護、行方不明者の検索に関する事。 3.避難誘導に関する事。 4.二次災害防止、警戒区域の設定に関する事。 5.広域緊急援助隊等県外警備部隊の受入れに関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	本部長	副本部長	幕僚	班名	班長	任務内容	警察本部長			総括班	警備第二課長	1.警備本部の運営、各班の調整に関する事。 2.警備対策の総括指揮に関する事。 3.警察庁、管区警察局等への報告・連絡に関する事。 4.他府県警察に対する援助要請に関する事。 5.県災害対策本部等関係機関との連絡・調整に関する事。	実施班	(兼)警備第二課長	1.警備部隊の招集、編成配置運用に関する事。 2.負傷者の救出救護、行方不明者の検索に関する事。 3.避難誘導に関する事。 4.二次災害防止、警戒区域の設定に関する事。 5.広域緊急援助隊等県外警備部隊の受入れに関する事。	<p>(注) 防災危機管理局から各環境・総合事務所、市町、消防本部等への地震情報の音声伝達方法 勤務時間内の場合 防災行政無線により伝達する。 勤務時間外の場合 防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿直者に伝達する。</p> <p>4～8 [略] 第4 [略] 第8節 [略] 第9節 警備計画（県警察本部） 第1 [略] 第2 大地震発生時の措置 1. [略] 2 警備体制 (1)および(2) [略] (3) 大震災警備本部の設置 <u>滋賀県警察大震災警備計画(平成8年3月15日 滋警例規第7号)の定めるところによる。</u></p> <p>(4) 県警備本部の編成及び任務内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">本部長</th> <th style="width: 5%;">副本部長</th> <th style="width: 5%;">幕僚</th> <th style="width: 10%;">班名</th> <th style="width: 10%;">班長</th> <th style="width: 60%;">任務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">警察本部長</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td style="text-align: center;">総括班</td> <td style="text-align: center;">警備第二課長</td> <td>1.警備本部の運営、各班の調整に関する事。 2.警備対策の総括指揮に関する事。 3.警察庁、管区警察局等への報告・連絡に関する事。 4.他府県警察に対する援助要請に関する事。 5.県災害対策本部等関係機関との連絡・調整に関する事。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実施班</td> <td style="text-align: center;">(兼)警備第二課長</td> <td>1.警備部隊の招集、編成配置運用に関する事。 2.負傷者の救出救護、行方不明者の検索に関する事。 3.避難誘導に関する事。 4.二次災害防止、警戒区域の設定に関する事。 5.広域緊急援助隊等県外警備部隊の受入れに関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	本部長	副本部長	幕僚	班名	班長	任務内容	警察本部長			総括班	警備第二課長	1.警備本部の運営、各班の調整に関する事。 2.警備対策の総括指揮に関する事。 3.警察庁、管区警察局等への報告・連絡に関する事。 4.他府県警察に対する援助要請に関する事。 5.県災害対策本部等関係機関との連絡・調整に関する事。	実施班	(兼)警備第二課長	1.警備部隊の招集、編成配置運用に関する事。 2.負傷者の救出救護、行方不明者の検索に関する事。 3.避難誘導に関する事。 4.二次災害防止、警戒区域の設定に関する事。 5.広域緊急援助隊等県外警備部隊の受入れに関する事。
本部長	副本部長	幕僚	班名	班長	任務内容																										
警察本部長			総括班	警備第二課長	1.警備本部の運営、各班の調整に関する事。 2.警備対策の総括指揮に関する事。 3.警察庁、管区警察局等への報告・連絡に関する事。 4.他府県警察に対する援助要請に関する事。 5.県災害対策本部等関係機関との連絡・調整に関する事。																										
			実施班	(兼)警備第二課長	1.警備部隊の招集、編成配置運用に関する事。 2.負傷者の救出救護、行方不明者の検索に関する事。 3.避難誘導に関する事。 4.二次災害防止、警戒区域の設定に関する事。 5.広域緊急援助隊等県外警備部隊の受入れに関する事。																										
本部長	副本部長	幕僚	班名	班長	任務内容																										
警察本部長			総括班	警備第二課長	1.警備本部の運営、各班の調整に関する事。 2.警備対策の総括指揮に関する事。 3.警察庁、管区警察局等への報告・連絡に関する事。 4.他府県警察に対する援助要請に関する事。 5.県災害対策本部等関係機関との連絡・調整に関する事。																										
			実施班	(兼)警備第二課長	1.警備部隊の招集、編成配置運用に関する事。 2.負傷者の救出救護、行方不明者の検索に関する事。 3.避難誘導に関する事。 4.二次災害防止、警戒区域の設定に関する事。 5.広域緊急援助隊等県外警備部隊の受入れに関する事。																										

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前					修正後					
		警備部長	生活安全部長	情報班	警備第一課長	1.被災情報の集計・提供に関する事 2.地震情報の受理、伝達に関する事 3.その他治安情報の収集に関する事。	生活安全部長	情報班	警備第一課長	1.被災情報の集計・提供に関する事 2.地震情報の受理、伝達に関する事 3.その他治安情報の収集に関する事。
			刑事部長	交通班	交通規制課長	1.交通部隊の招集、編成、配置運用に関する事 2.交通関係被災情報の収集に関する事 3.道路管理者、運輸機関その他関係機関、団体との連絡に関する事 4.緊急交通路・う回路の確保、交通規制に関する事 5.緊急通行車両優先通行の確保に関する事 6.広域緊急援助隊等県外交通部隊の受入に関する事。	刑事部長	交通班	交通企画課長	1.交通部隊の招集、編成、配置運用に関する事 2.交通関係被災情報の収集に関する事 3.道路管理者、運輸機関その他関係機関、団体との連絡に関する事 4.緊急交通路・う回路の確保、交通規制に関する事 5.緊急通行車両優先通行の確保に関する事 6.広域緊急援助隊等県外交通部隊の受入に関する事。
				交通部長	捜査班	捜査第二課長		1.捜査部隊の招集、編成、配置運用に関する事 2.遺体の収容に関する事 3.死体の検視、身元確認に関する事 4.震災時における犯罪の捜査に関する事 5.県外捜査部隊の受入れに関する事。	交通部長	捜査班
		警務部長	地域安全班	地域課長	1.一般治安部隊の招集、編成、配置運用に関する事 2.被災地の警戒活動に関する事 3.避難所・避難住民対策等地域安全活動に関する事 4.悪質商法、暴利行為等震災便乗事犯の取締まりに関する事 5.県外一般治安部隊の受入れに関する事 6.警備業者の運用に関する事。	情報通信部長	地域安全班	生活安全企画課長	1.一般治安部隊の招集、編成、配置運用に関する事 2.被災地の警戒活動に関する事 3.避難所・避難住民対策等地域安全活動に関する事 4.悪質商法、暴利行為等震災便乗事犯の取締まりに関する事 5.県外一般治安部隊の受入れに関する事 6.警備業者の運用に関する事。	
					通信部長		県民対策班	警察県民センター所長	1.被災者・県民等からの相談・苦情等に関する事 2.行方不明者相談所の設置	
					装備班	警務課長	1.装備隊の招集、編成、運用に関する事 2.車両、装備資器材の調達・補給に関する事。		装備班	警務部監察官

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前						修正後					
			補給班	会計課長	1.補給隊の召集、編成、運用に関する事 2.宿舎、給食、燃料の調達・補給に関する事 3.警察施設の被害調査、防護に関する事。				補給班	会計課長	1.補給隊の召集、編成、運用に関する事 2.宿舎、給食、燃料の調達・補給に関する事 3.警察施設の被害調査、防護に関する事。
			広報班	広報官	1 報道対策に関する事。 2 広域活動に関する事。 3 現場活動の記録に関する事。				広報班	広報官	1.報道対策に関する事。 2.広域活動に関する事。 3.現場活動の記録に関する事。
			訟務・情管班	監察官室長	1 被災情報管理に関する事。 2 被留置者の取扱いに関する事。				訟務・情管班	監察官室長	1 被災情報管理に関する事。 2 被留置者の取扱いに関する事。
			通信班	通信運用課長	1 機動警察通信隊の召集、編成、運用に関する事。 2 通信施設の被害状況の把握に関する事。 3 通信施設の架設・保守に関する事。 4 通信機器の受援に関する事。 5 県外通信部隊の受入れに関する事。				通信班	機動通信課長	1 機動警察通信隊の召集、編成、運用に関する事。 2 通信施設の被害状況の把握に関する事。 3 通信施設の架設・保守に関する事。 4 通信機器の受援に関する事。 5 県外通信部隊の受入れに関する事。
第10節 [略]						第10節 [略]					
第11節 輸送計画(各機関)						第11節 輸送計画(各機関)					
第1～第3 [略]						第1～第3 [略]					
第4 緊急輸送用機器および要員の確保						第4 緊急輸送用機器および要員の確保					
1および2 [略]						1および2 [略]					
3 船舶および湖上輸送要員の確保						3 船舶および湖上輸送要員の確保					
[略]						[略]					
(3) 「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」に基づき琵琶湖汽船株式会社および株式会社オーミマリンから船舶および要員を確保する。						(3) 「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」に基づき琵琶湖汽船株式会社および近江トトラベル株式会社から船舶および要員を確保する。					
4 [略]						4 [略]					
第5 [略]						第5 [略]					
[参照]						[参照]					
[略]						[略]					
・災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書 (株式会社オーミマリン)・・・(参考27(2))						・災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書 (近江トトラベル株式会社)・・・(参考35(2))					
[略]						[略]					
第12節 鉄道施設応急対策計画						第12節 鉄道施設応急対策計画					
第1および第2 [略]						第1および第2 [略]					
第3 私鉄等施設応急対策計画						第3 私鉄等施設応急対策計画					
1 基本方針						1 基本方針					
(1) 京阪電気鉄道(株)						(1) 京阪電気鉄道(株)					
地震が発生した場合、震災対策心得により、初動対応し点検を行う。点検の結果、災害の発生を知った場合には、非常対策本部を設置し、直ちに災害対策活動に入るが、人命の尊重を最優先にした施策を講						地震が発生した場合、大津鉄道事業部地震災害対策心得により、初動対応し点検を行う。点検の結果、災害の発生を知った場合には、非常対策本部を設置し、直ちに災害対策活動に入るが、人命の尊重を最優					

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<p>ずる。</p> <p>(2)および(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第13節 [略]</p> <p>第14節 避難計画</p> <p>第1～第7 [略]</p> <p>第8 避難所の設置と運営</p> <p>1および2 [略]</p> <p>3 県本部の措置</p> <p>(1)および(2) [略]</p> <p>(3) 県本部は、市町本部の要請等から避難所の設置が必要であると考えられる場合、県有船等を避難収容施設として活用し避難所を設置する。その際、必要に応じて琵琶湖汽船(株)および(株)オーミマリン等から大型船舶を調達する。</p> <p>第15節 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画</p> <p>第1～第6 [略]</p> <p>[参照]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しに関する協定書・・・(参考20(1)) ・災害時における応急食糧の緊急引渡取扱要領・・・(参考20(2)) ・災害用備蓄物資管理払出要領・・・(参考21) ・災害救助用備蓄物資保管倉庫一覧表・・・(参考22) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(滋賀県生活協同組合連合会)・・・(参考23(1)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社西友)・・・(参考23(2)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社平和堂)・・・(参考23(3)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社マイカル近江八幡サティ)・・・(参考23(4)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(ジャスコ株式会社西日本カンパニー)・・・(参考23(5)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社草津近鉄百貨店)・・・(参考23(6)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社ユーストア)・・・(参考23(7)) ・災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定書(滋賀県トラック協会)・・・(参考25) ・災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定書(株式会社ファミリーマート)・・・(参考32) ・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書(株式会社ローソン、株式会社セブン-イレブン、株式会社ファミリーマート、株式会社エーエム・ピーエム・近鉄、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ココストア、国分グローサーズチェーン株式会社、株式会社ミニストップ、株式会社ポプラ、株式会社チコマート、株式会社吉野家・アンド・シー、株式会社ジャパン、株式会社アイデア・リンク、株式会社ストロベリーコーンズ、株式会社壱番屋、株式会社スギ薬局、株式会社ダスキン)・・・(参考33) <p>第16節～第28節 [略]</p> <p>第4編 [略]</p>	<p>先にした施策を講ずる。</p> <p>(2)および(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第13節 [略]</p> <p>第14節 避難計画</p> <p>第1～第7 [略]</p> <p>第8 避難所の設置と運営</p> <p>1および2 [略]</p> <p>3 県本部の措置</p> <p>(1)および(2) [略]</p> <p>(3) 県本部は、市町本部の要請等から避難所の設置が必要であると考えられる場合、県有船等を避難収容施設として活用し避難所を設置する。その際、必要に応じて琵琶湖汽船(株)および近江トラベル(株)等から大型船舶を調達する。</p> <p>第15節 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画</p> <p>第1～第6 [略]</p> <p>[参照]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しに関する協定書・・・(参考14(1)) ・災害時における応急食糧の緊急引渡取扱要領・・・(参考14(2)) ・災害用備蓄物資管理払出要領・・・(参考8) ・災害救助用備蓄物資保管倉庫一覧表・・・(参考9) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(滋賀県生活協同組合連合会)・・・(参考29(1)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(合同会社西友)・・・(参考29(2)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社平和堂)・・・(参考29(3)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社マイカル近江八幡サティ)・・・(参考29(4)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(イオン株式会社西日本カンパニー)・・・(参考29(5)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(株式会社中部近鉄百貨店)・・・(参考29(6)) ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(ユニー株式会社)・・・(参考29(7)) ・災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定書(社団法人滋賀県トラック協会)・・・(参考33) ・災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定書(株式会社ファミリーマート)・・・(参考28) ・災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書(株式会社ローソン、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ファミリーマート、株式会社エーエム・ピーエム・関西、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ココストア、国分グローサーズチェーン株式会社、株式会社ミニストップ、株式会社ポプラ、株式会社チコマート、株式会社吉野家、株式会社ジャパン、株式会社アイデア・プラス、株式会社ストロベリーコーンズ、株式会社壱番屋、株式会社スギ薬局、株式会社ユタカファーマシー、株式会社モスフードサービス、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、ロイヤル関西株式会社)・・・(参考27) <p>第16節～第28節 [略]</p> <p>第4編 [略]</p>